

令和7年第4回津南町議会定例会会議録

(12月11日)

招集告示年月日		令和7年12月2日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年12月10日 午前10時00分			閉会	令和7年12月12日 午後1時31分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	恩田 稔	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	江村大輔	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野 徹	応・出	
	5番	久保田 等	応・出	11番	石田タマエ	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	風巻光明	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長	石沢久和	○	
	教育長	島田敏夫	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	農業委員長	藤ノ木 稔	○	教育委員会教育次長	滝沢泰宏	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	ジオパーク推進室長	五十嵐 誠	○	
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者	太田 昌	○	
	福祉保健課長	野崎 健	○	病院事務長	小林 武	○	
	税務町民課長	鈴木真臣	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂 晃久	議会事務局班長	太田 一規		
会議録署名議員	1番	月岡 奈津子		10番	吉野 徹		

〔付議事件〕

(12月11日)

日程第1 一般質問

議長の開議宣告

議長（風巻光明）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（風巻光明）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

議長（風巻光明）

日程に入る前に、私より議員各位に一言申し上げます。

昨日の本会議の一般質問において、一部の議員から議員として過度な、あるいは不適切な発言がありました。

私たち議員は、住民の代表としてこの場におり、議会及び議員として、品位と秩序ある言動に努めなければなりません。

また、他の議員や町当局が発言している最中に、嘲笑ややじと思われる発言があるほか、隣の議員との会話が大きく聞こえることが目立ちます。

津南町議会会議規則第 102 条において、「議員は議会の品位を重んじなければならない」とあり、また、第 104 条において、「何人も会議中は乱れに発言し、騒ぎ、その他の議事の妨害となる言動をしてはならない」と規定されています。

これらのことを議員全員が改めて御認識いただき、本会議に臨んでいただきますよう、議長として申し上げます。

以上です。

日 程 第 1

一般質問

議長（風巻光明）

昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

質問は、1 回目は演壇で、2 回目以降は質問席で行ってください。

なお、一般質問は 1 議員につきおおむね 60 分以内に制限し、3 回以上の発言を許可いたしません。質問、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

(1番) 月岡奈津子

1番、月岡奈津子です。

通告に従って、大きく2点質問いたします。

1. 大きな1点目、津南町の獣害対策について。全国的なクマ被害に、町内では幸い人的被害はないものの、クマの存在に住民生活が脅かされている集落もあります。また、猟友会、地元の方からも、サルやニホンジカ、イノシシによる田のあぜや作物被害も、ここ何年か増えていると聞きます。この秋の町観光にも、キャンセルや状況確認の電話が観光協会にも相次いだとのことですが、自然災害とも言われる獣害に町は今後、猟友会との連携や支援、平時から緊急時に備えて未然防止策を進めるのか伺います。

2. 大きな2点目、町の観光の展望について。

(1) ニュー・グリーンピア津南の再生やうもれあの開館など、変わりつつある津南町の観光資源とジオパークは、これからも津南ファンを作るための可能性を持っています。観光を通じ、人を呼び込むことで、更に町の経済効果や活性化につながると思われます。再生ニュー・グリーンピア津南とジオパーク、また、うもれあとの連携を今から考えておく必要があるのではないのでしょうか。現在の状況と課題について伺います。

(2) 竜神の館、萌木の里の現状と今後の方向性について伺います。

壇上からは以上です。

議長 (風巻光明)

答弁を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

1番、月岡奈津子議員にお答えいたします。

1点目、「津南町の獣害対策」についてお答えいたします。

昨日、久保田議員、風巻議員にお答えいたしました。今年も報道されているとおり全国的にクマの出没や人身被害が多く発生している状況となっております。

県内においても、クマの餌となるブナの実の成りが凶作となったことから、出没・目撃件数が過去最多となっております。12月3日現在の県内のクマ出没・目撃件数は3,303件となり、令和6年度の出没件数の3.6倍、人身被害件数は16件となり、令和6年度の2.3倍となっております。

津南町では、出没・目撃件数は33件で昨年の1.2倍、人身被害件数は幸いなことにありませんが、捕獲頭数は27頭で昨年の5.4倍となっております。

県では「クマ出没特別警報」を発令し、警戒強化期間も令和8年1月31日まで期間を延長し、県民への注意喚起を行っております。

町におきましても、町民への注意喚起のため、10月下旬から町内の各集落を交通指導車で巡回し、注意の呼び掛けを行っております。そのほか、広報無線や「お知らせつなん」でのメール配信、LINE(ライン)「アグリ情報つなん」を常時活用し、目撃情報等を町民へ周知するなかで被害防止に努めているところです。

今後のクマ対策としては、集落内にクマを寄せ付けない取組として、集落内にある柿や栗の木など餌となるものの早期収穫についてお願いし、集落内にクマを寄せ付けないこと、農産物被害防止のため猟友会と連携し、捕獲檻を活用した捕獲を行うことで個体数を減らす取組を行い、被害防止に努めてまいります。また、久保田議員にもお答えしたとおり、被害の未然防止に向けた対策や広域的な捕獲体制の強化等を県に要望しております。

猟友会の支援として、昨年、出動報酬の見直しを行い、単価の増額をさせていただきました。引き続き、猟友会と連携し、鳥獣害対策を行ってまいります。

令和7年9月1日に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の一部が改正され、クマなどが人の生活圏に侵入する事態が起きた場合に安全かつ迅速に対応することができる「緊急銃猟」の制度ができました。この制度を迅速に活用できるよう鳥獣担当者が県内の研修会に参加し、緊急時に対応できるよう努めております。

大きな2点目、町の観光の展望に関する御質問の1点目、「観光を通じて人の呼び込み、地域経済の活性化につなげるため、再生ニュー・グリーンピア津南とジオパーク、うもれあの連携について、現在の状況と課題」についてお答えいたします。

津南町の観光資源の特色は、豊かな自然と歴史、雪国文化、そして食にあります。苗場山麓ジオパークの活動も津南町埋蔵文化財センターうもれあの展示もジオ・エコ・カルチャーに基づいて津南町を紹介しています。特に今年オープンしたうもれあは、文化観光の拠点としては一つの到達点であると考えており、旅行会社への売込みと施設の利用促進等を図っているところです。

ニュー・グリーンピア津南の所有について、交渉先企業とは観光の連携について具体的な話はいまだできておりませんが、交渉先企業からは、昨今の観光ニーズを踏まえ、本物の自然や文化の中で食を含めた健康的なコンテンツを基本コンセプトに開発に臨むこと、また、施設内だけでなく周辺観光資源と一体的に考えたいと伺っており、購入意向書でも秋山郷など周辺の観光資源や水、米、酒などの産業を積極的に活用し、町全体の観光や産業の活性化を町と協力して図っていくことが記載されています。

今後、これらを含む観光資源をどのように旅行ルートとして面的に広げ、相乗効果を生み出していくかが課題と考えております。また、上信越・富山辺りの地方や、東京・大阪・福岡など都市とのつながりを持たせるプランとし、そこからの集客力を上げる広域連携も課題と考えております。

2点目、「竜神の館、萌木の里の現状と今後の方向性」についてお答えいたします。

竜神の館については閉館から3年が経過し、地元住民組織と活用について聞き取りをしましたが、具体的な活用策は出てきておりません。そうしたなかで、竜神の館の一部を使用したいという民間事業者から複数打診があります。当該物件の売却、貸与、一部売却などの処分が考えられますが、いずれにしる妥当性のある価格が不明であることから、不動産鑑定士の委託料を先日の9月議会の補正予算で御承認いただいたところです。

現在、不動産鑑定を依頼しておりますが、年内には鑑定結果を頂き、新年度予算に方向性を反映させていきたいと思っております。

地元住民には、その経緯について先月に説明会を行い、要望などはお聞きしておりますが、来年度に処分をすることで御理解をいただいております。具体的な処分方法は、不動産鑑定の結果や、使用希望者の意向、財政状況などを勘案し、決定してまいりたいと考えております。

次に、秋山郷萌木の里については、平成初期の秘境ブーム以降、長らく観光客が減少してきたことに加え、コロナ禍もあり、厳しい経営状況となっております。現在、経営改善について経営者と話し合いを行っているところですが、行政としてどのような方策を打ち出せるか、話し合いを持っておるところです。

以上です。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

では、再質問いたします。

昨日から続きますが、獣害対策についてです。主に 3 点伺います。

この秋はクマが畑のニンジンなどを掘って食べるということもありました。私も実際、11 月半ばに隣の集落を車で通りかかった際、10m 先に子グマ 2 頭と親グマとみられる計 3 頭を目撃しまして、怖い思いをしました。町内の捕獲数が去年の 5 頭に対して今年は 27 頭、ちなみにお隣の境村では 35 頭を獲ったそうです。クマに県境は無いので、来年も更に津南町のクマに対する警戒が必要ではないかと思えます。これらを唯一捕獲できる猟友会の方々は、今年、重い捕獲器設置に加え、罠を仕掛けたら毎日確認に行かなければいけないため、燃料費も掛かることや、今年は特に時間や労働力、銃弾代も 1 発 250 円から 800 円に上がるという経費の負担も大変であったと伺いました。

そこで、昨日もお話がありました中で、県は、市町村が行うクマの捕獲を財政面で支援する、1 市町村につき 594 万円上限でハンター日当や備品購入費への緊急支援事業があります。クマスプレーなどを購入し、学校などに配置したいと昨日のお話でしたが、ほかはどのような支援と考えていらっしゃいますか。

議長（風巻光明）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

クマの関係の御質問、ありがとうございます。先日もお話が出た県の補助の関係ですけれども、県のほうでは「アーバンベア捕獲緊急支援事業」という事業で各市町村にクマ対策としての経費等を補助したいということで、そういう補助事業を立ち上げているというお話は聞いておまして、県のほうでは 12 月議会で審議されるような話は聞いています。そういったなかで、今お話があったとおり津南町としましては、クマ対策の経費としていろいろ考えております。ただ、期間が 11 月 20 日から令和 8 年の 1 月末までの間のクマに対する経費ということでちょっと短いものですから、できることとできないことがあるかなと思ってございます。今のところ考えておるのが、その間に捕獲作業等で猟友会の方が出動した際のそういった報酬も充てる補助で申請を考えております。また、昨日もお話しさせていただきましたが、クマに対するスプレーや追い払いの、そういった消耗品等も購入をさせていただければと思ってございます。

また、今年度の最初から予算計上はしてあったのですけれども、ドローンを使った鳥獣対策などもこの期間に。雪が降るので、もしできるようだったらこれも補助対象になるかなと思うのですが、ここは猟友会ともいろいろ相談させてもらって、雪の状況を見ながら。当初予算で盛ってありますので、場合によれば2月、3月という可能性もあるかなと思ってございますが、この期間にやれば補助対象になるかなと思っております。

また、スプレーのほかに檻等も購入経費として活用していいという話もありますので、その辺の檻もまた購入できればなと思ってございます。あと、盾ですね。クマが来た時に自分の身を守るための盾等も、実際に現場に出るとそういう危険も伴いますので、そういったものもこれで導入できればと思っているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（風巻光明）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

ありがとうございます。以前、町でも2年前に職員が作業中にクマに襲われるということがありました。その際は、クマ鈴3個とホイッスルを所持されていたそうですが、ヘルメットやスプレーは身に付けていなかったというなかで事故に遭ってしまいました。津南町は建物の外での作業も多いかと思えます。そういった施設にも、クマ除けスプレーや爆竹も効果があると言われておりますので、そういったところの補助もよろしく願いいたします。

また、今ほども課長のほうから、昨年見直しもされたハンターの報酬もということもありましたけれども、その期間だけでもハンター日当も冬の大変な時期、補助を期間で上乘せするなどしていただければと思います。よろしく願いいたします。きめ細かい支援と対策をお願いいたします。

町内の害獣はクマばかりではありません。毎年、作物被害やあぜを掘られるなどのイノシシ被害が多くあるなかで、イノシシの捕獲に上野集落では捕獲しやすいポイントがあり、その方法は下から追い込み、銃の打ち手は上で待っていて銃を撃つのだそうです。ただ、その捕獲場所までが車を降りてから遠くて、重い銃を持って移動するというのが大変なのだということです。その捕獲ポイントの近くまで車で行ける上野のごみ処理場へ行く道が良いということなのですが、冬期間は除雪をされないということで高齢化の猟友会の方々は困っています。こういった現場は、私自身行けないですし、見たこともないのですけれども、除雪機械や人手や経費などの課題はございます。本当はその道を除雪していただきたいということもありますけれども、除雪時期を早めるなどのことはできないでしょうか。

議長（風巻光明）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

建設課においては、町民の皆様の冬期間の道路の交通確保のために、生活道路の除雪事業をやらせていただいているところです。該当箇所は、はっきり分からないところもあるのですが、常時やるのか、臨時的なものなのかとか、区間はどこからどこまでかとか、一番はこの

雪のやり場、こちらが一番の問題となっているのかなと思っております。このようなこともありまして、協議しなければならぬことがいろいろあるかと思っておりますので、建設課としてどのような対応ができるのか、鳥獣担当課とも必要性も含めて考えていければと思います。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

捕獲したイノシシとかシカとか重たい獣害を捕獲した後も現場から引き上げなくてはいけない、回収もしなくてはいけないという作業もありまして、これだけ猟友会は難儀をしているということをお伝えさせていただきます。

猟友会の方々は、元々趣味で銃を始めた方も多いた言われますが、高齢化や人手不足で、今年はその域を超えた活動であるということです。獣害は今年ばかりでなく、来年とその先も見なければいけない自然災害です。そのなかで津南町の猟友会の方々は、「おらほは、役場のしょが事務局をしてくれるすけ、猟の活動が集中してできらんだ。助からんだ。」とっておられます。今後も、猟友会への支援と関係機関との連携を取っていただいて、引き続き、住民が安心して暮らせる体制をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。獣害対策については以上です。

次に、観光の展望について伺います。

先に 2 番目の竜神の館と萌木の里の現状と、今後の方向性のほうをお話しさせていただきます。地元住民の思いがある竜神の館ですが、建策要望回答にもありました、源泉温度の低下、燃料費等の高騰によるコスト増により、温泉施設としての営業は困難とした売却や賃貸を視野に処分方法を決定するとのことで、9 月議会で竜神の館不動産鑑定 97 万円を掛けた建物診断を委託しているとのことです。休んだだけ老朽化も進むと思っておりますけれども、休館からこれまでに 3 年掛かった理由は何でしょうか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

竜神の館についてなのですけれども、元々の設立当初から非常に地元住民の方の思いが強い施設でございますので、行政の財産とはいえ、一方的になかなか処分するというのは厳しいところもありました。あの地域は買い物難民地域でもありますし、いろいろな活用方策として考えられるのかなというところもありましたので、地域の方々にまずお話を伺って、芦ヶ崎地区の振興会のほうにどのような活用を考えられるかということをお問合せしながらやってきたのですけれども、残念ながら 3 年たっても特にこういうかたちでという具体的なものが出てこなかったということで、これまで掛かりました。

以上です。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

既に温泉施設としては困難だということですが、町はこの施設をまた観光施設として売却されるのでしょうか。お願いします。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

芦ヶ崎地区に関しましては、非常に農業生産の活発な地域でございます。それも併せまして、現在、我々のところにお話をいただいているのが、農業の物流の拠点というか、集約施設みたいなかたちでの活用ということで幾つか案件を頂いております。来年度になりますけれども、そうした要望を取りまとめまして、提案型のプロポーザルの中で新たな活用案が出てくる、民間からの活用案が出てくるといいのかなというふうには考えております。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

一度に聞けばよかったのですけれども、大きい建物は、そのままの状態での売却になるのでしょうか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

現在、不動産鑑定士さんから、このぐらいの金額になるだろうというお話を聞いております。そのことを考えますと、なかなか一括での購入というのは難しいのかなということで、今、温泉棟のほうの除却に関しては、やらなければならないのかなというふうには考えております。まだ方針が決まっているわけではないのですけれども、そんなかたちで考えております。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

長年にわたり、地元のにぎわいと安らぎの場であり、津南町の重要な観光スポットであった竜神の館が無事に譲渡できることを願います。

次に、萌木の里に関して伺います。津南町の秋山観光やジオパーク事業には大変重要な施設です。萌木の里は、町のホームページには「露天風呂や釣り堀、秋山郷の特産品を中心に、豊富な品揃えの売店もあります。」と現在ありますが、実際はそうでしょうか。住民からも「やってらんかえ。」という声が出ておりますが、現在の萌木の里は、町が思う営業状態であるか、住民が利用したいと思う施設であるかを伺います。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

議員御指摘のとおり、なかなか今、萌木の里の運営が余りうまくいっていないなということは我々も認識しているところで、そのなかで経営指導を含めて、どんなかたちで収益体制に持っていけるかというところを検討しているところでございます。

議長（風巻光明）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

運営会社、委託者と話し合いながら相談しているということですがけれども、その相談はいつ頃解決しますか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

経営はずっと走り続けていくものでございますので、いつという期限はなかなか切れないのかなとは思っておりますけれども、早いうちに新たな方向性も出していければというふうに考えております。

議長（風巻光明）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

萌木の里には年に何度か行きますが、この秋、紅葉がとてもきれいでした。その間の日曜日に、お昼時に1時間ほどおりました時は、車が4台ほど来ました。時期もありまして、建物の中は電気が暗くて寒かったです。けれど、食堂のご飯はおいしかったです。何十年か前に華やかだった、忙しかった萌木の里とは随分変わってしまっている様子でした。外に座るベンチとかテーブルも見当たらず、人を休ませる気を引くアイテムが何も無い、ちょっと残念と言ってしまう観光施設でした。ジオガイドからも「秋山観光の拠点として、お土産や食事にお客様を連れて行きたいが、これといって何も無いと感じる。」と、ただのトイレ休憩だけでは

もったいないこととか、宿泊予定のお客様がなぜか電話が通じないと困っていたことがありました。このようなことで、貴重な津南町の観光スポットが本来の役割を果たしているのか、もったいないことになっていることに焦りませんか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

御指摘のとおりかと思えます。我々としても、特に受付の電話がなかなか連絡が取れないということで聞いておりました、それについても経営者のほうに理由等を確認しているところでございます。これについては新たな改善、こちらからの改善提案もさせていただきながら、とにかくお客さんが来られるような施設、先ほどの照明の問題もあるのですけれども、そこら辺も指導していければというふうに考えております。

議長（風巻光明）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

電話が通じないということは何も始まらないということですので、ぜひ、そのところの改善をお願いしたいと思います。

また、萌木の里は、秋山郷の貴重な観光拠点として、滞在時間を長く観光客に利用していただけの施設であったはずですが、せっかくの町の建物に住民すら温泉に入りにも寄らない施設では、ただの景色でしかありません。以前には、萌木祭りなどもやっていたにぎわいもありましたし、できるはずですが、どうしているのでしょうか。あの敷地の広さを利用して人を呼ぶとか、立ち寄ってもらう提案を町も企業団体に協力を呼び掛けるとか、何か努力が必要なときではないでしょうか。そのお考えはございませんか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

萌木の里に限らず、秋山郷全体が観光の入込み客数が非常に減っているという現状のなかで、平成の頭の頃にありました、いわゆる秘境ブームでかなり数多くの観光施設等ができたのですけれども、長らくの間で、最近では栄村の民宿であるとか飲食店であるとかがどんどん閉鎖しているという状況にあります。こうすることで、更にお客様も減ってくるのかなというような、秋山郷観光そのものを見直す時期に来ているのだらうと考えております。秋山郷観光の新たな方策としては、恐らく食等を考えながら、新しい戦略が必要かなと考えておりました、今、その辺を詰めているところでございます。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

秋山郷のほうがかん静かになったということですのでけれども、大地の芸術祭とか、そういったことで人は入るチャンス、入ってきておりますので、どうかこういった施設を活用して利用して、町の利益、委託者の利益になるように、町のほうも声掛けをしていただきたいと思います。

例えば、何ができるのだろうと私もちょっと考えましたけれども、大地の芸術祭、カプカプ楽団の演奏会を開くことも、そういったこととかも可能かもしれません。勝手ながら私もカプカプ楽団に提案しましたら、楽団長もぜひやってみたいと。越後妻有里山協働機構へも確認しましたら、計画の都合もありますけれども、ぜひ計画に上げてみたい、やってくださるならやりたいという、皆が応援したい施設なのです。ですので、そこも一つ、町もそちらとも連携してやっていただきたいと思います、計画していただきたいと思います。

また、冬だって、津南町はランタンがニュー・グリーンピア津南で上がっていますけれども、ヘリウムガスと LED のランタン祭りとか。イメージは風船のほわっとした、手から離さない紐で上がっていくランタンなのですけれども、ランタンつながりで、そういうものを萌木の里でもできるよとか、そういうのもできるのではないかなど。人を呼べる何かができるのではないかなとも思います。これは思い付きではなくて、イベントなんて一回やったってと思われるかもしれませんが、何もしない、住民も何もしない状態の萌木の里の静けさがとても心配なのです。委託しているのだから良いのでしょうか。もう一度、お願いします。いかがでしょうか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

御提案、ありがとうございます。演奏会等に関しましては、越後妻有里山協働機構さんのほうとも相談はさせていただこうかなというふうには思いますけれども、いろんなイベントで地域を盛り上げていくという考え方もあるかなと思います。今、この拠点を活用した体験型コンテンツとして、カモシカウォッチングなんかもあります。イベントだけではなくて、いろんな体験コンテンツを何かできないかなというふうには考えております。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

その考えをぜひやっていただきたいと思います。

それに、急ににぎわいをと言っているのではないのですけれども、できることからいいと思います。リピーターも多い津南町への観光客が萌木の里に立ち寄っていただけます。予約でい

いと思いますので、まず、萌木で作ってもらったお弁当とか、おにぎりを持って秋山郷へ出かける、ジオガイドと組んだプランとか、営業次第で稼げることがあると思うのですよね。ですので、そういった中のほうも見ていただいております。

そして、うもれあという新しい文化観光施設ができたのですから、ぜひ、そこから秋山観光へつなげるためにも、お昼ご飯は萌木の里へと動線を作って、津南町の季節のお料理が食べられたり、自然の中の休憩所として観光客に喜んでもらえる施設であってほしいと思います。うもれあから大地の芸術祭作品、ジオパークや秋山郷への観光の連携が取れることから、この大事な施設をどうにかしてでも人が寄りたい萌木の里にするべきであり、秋山観光に重要な町の施設である萌木の里の改善をお願いしたいと思います。今一度、委託先と今後の相談をお願いしていただけますか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

引き続き、相談をしていきたいと考えております。

議長（風巻光明）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

以前の萌木の里に戻るように、活気が出るように改善をお願いいたします。

では、次に町の観光資源の連携について伺います。町は、これからニュー・グリーンピア津南の再生や、文化観光施設うもれあも加わり、この新しい観光のかたちが町の発展につながチャンスであります。少しうもれあなのですけれども、うもれあのオープンから1か月半の11月末までに2,038名、北海道から九州までのお客様が来館されています。冬の津南町に来ていただける場所が増え、津南町の歴史や文化も知っていただき、お土産品も好評で、売店の売上も大きいものになっているとのこと。この秋の観光で、お客様から、「紅葉はどうか。」の次に「クマは出ますか。」との電話が何本かあったようですが、今年のようなクマ騒ぎの時も、「では、うもれあへ来ませんか。」と、ゆったりと縄文時代にタイムスリップできる観光客を呼べる新たな場所ができたと思います。

そこで、ちょっともったいないなと思ったのですけれども、うもれあの冬期間、12月から3月まで土日祝日休みで、連携しているなじよもんが月曜日休みという、3日間がどちらかに行けないということです。昨年度、なじよもんにはその土日の間、雪まつりもございましたけれども、1,045名のお客様が来館されています。なじよもんには土日の間、津南町埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則の説明時には、「観光的な議論で土日もやったほうが良いとなればやる。」との説明がございましたが、この点、なじよもんに合わせて、土日の開館についてはいかがでしょうか。

議長（風巻光明）

教育長。

教育長（島田敏夫）

ありがとうございます。うもれあの土日のことということでよろしいでしょうか。そういったなかで、昨年度、条例・規則を作ったところでありまして、4月1日から11月30日までは月曜日が休館、その後、12月から3月30日までは土日の休館、祝日も含めてということになっております。これについては、土日について教育委員会が認める場合には開館できるということになっているわけでありまして、今年度が最初の状況でありますので、その状況を見ながら、まずは考えていく必要があるかなと思います。雪まつりについては、なじよもんはニュー・グリーンピア津南への発着の拠点になっていることもあって、入館者が来たのかなと思っています。また、なじよもんについては土日等の体験もありますので、その関係で参加者を募集することもあって、人数が1,000人少しということなのかと思っています。いずれにしても、今後の状況とか、開館の必要性等を踏まえながら、教育委員会として開館する必要があるかどうかは検討しなければいけないと思っています。

議長（風巻光明）

1番、月岡奈津子議員。

（1番）月岡奈津子

様子を見て、こういった文化財がお好きな方は遠くからでも来られるということですので、ぜひ、時間短縮等も中に入れていただいて検討していただきたいと思います。

町の観光資源の連携について、ちょっと続きます。建策要望回答では、津南町の観光について、「旅行会社や一般観光客に広く告知し、ツアー組込みを提案していく。うもれあ単体でなく、秋山郷、竜ヶ窪、ひまわり畑など、点ではなく面で考えた観光遊客を関係機関と連携していく。」と。先ほども町長からもございましたけれども。というのは、1年前の定例会でも言われておりましたが、その後、数ある津南町の観光資源へと誘導できるような津南町の周遊コースなど、連携は作られていますか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

大型ではないですけれども、観光バス会社さんでの周遊コースに関しましては、その都度、我々のほうで御相談に応じてカスタマイズしたかたちで提案をさせていただいております。特にモデルコース等を設定しているわけではないのですけれども、お時間に応じて、ここまでは行ける、若しくは竜ヶ窪に寄ったらどうですか、みたいなかたちで御提案をさせていただいているところです。今、個人のお客さんが増えておりますので、個人のお客さん向けにはバイクのツーリングコースを設定したりというようなかたちでモデルは作っておりますし、トレッキ

ング等、いろんな観光のニーズの変化もありますので、それに合わせたかたちで我々のほうでは御提案をさせていただいているところです。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

ありがとうございます。津南町は、これから再生ニュー・グリーンピア津南と今ある観光資源を生かして、この自然、文化、アクティビティ、今ほど課長もおっしゃいました、そういった体験、活動、ものづくりなど、そういったものが揃っています。津南町は、これからのアドベンチャーツーリズムという、自然と文化とか、文化とアクティビティとか、そういう二つのものを組み合わせできる旅行体系とか、ジオパークでエコツーリズムもできる場所になり、人を呼ぶ、ほかに劣らない観光地となるチャンスが来ているのではないのでしょうか。これは本当にチャンスだと思います。

大地の芸術祭や日本一の階段、ジオパークに、おいしい農産物やお土産品など、たくさんの観光資源が連携する。ジオパークやなじょもんの体験講師も津南町の大切な観光資源です。町の価値を上げた観光ができると思います。今、観光のかたちも、県内の市や近隣の村を見ると、これから観光は広域で人を呼ぶ、人を呼べる準備をしています。津南町の観光もその流れに乗るべきだと考えます。こういった津南町ならではの自然との共存と、津南町でしかできない体験を売り込む準備は、これから必要だと思います。どんどん進めていただきたいと思いますが、いつからそういったものをやるのでしょうか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長

観光地域づくり課長（石沢久和）

アクティビティ等に関しては、津南町の中の大きな課題としては、いわゆるプレイヤーの数がなかなか。民間の方々をどう誘発して事業をしていっていただくかというところが問題なのかなと考えております。議員がおっしゃったとおり、非常に食や農産物等もある地域でございますので、いろんな所から広域的な誘客に関してはできるのかなと。特に昨年、国内観光宿泊者数と海外からの宿泊者数が逆転した状況でございますので、これからはやはり海外にも目を向けていかなければならないのかなと考えているところではあるのですが、特に海外の場合ですと、津南町単体でというよりはもう本当に広域に、例えば、清津峡トンネルからスノーモンキーパークのほうに行くとかというようなかたちで人々が動いていくのだらうと考えております。そのなかで、津南町に海外からも来ていただけるコンテンツを考えていかなければならないのかなと考えているところがございます。それこそ津南町は、湯沢町や飯山市というところからの入口がありますので、広域観光の連携については以前から進めているところではありますけれども、今後、ますますそこら辺をうまく連携できるようにやっていければと考えております。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

ありがとうございます。今、観光客は団体からグループや個人で動く、空港からレンタカーでまっすぐ来る方もいるそうです。長期滞在の間とか、広域を周遊するルートでというスタイルが増えているようです。ほかの自治体の観光課も、過疎化や産業、経済のために、外資系ホテルや諸外国の方々など新しいものを受け入れる、共存するという考えを持ち、生き残りを掛けて広域の観光を考えていました。

ちなみに、野沢温泉村の観光協会で、大地の芸術祭パスポートを販売していたのは御存じでしょうか。営業などで村へ顔を出されましたか。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

芸術祭のパスポートに関しましては、越後妻有里山協働機構さんのほうで販売等をやっているということでしたので、私としては細かいところは存じ上げませんでした。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

パスポートの販売数は今一つだったそうですけれども、津南町へ呼び込めるお客様があと 20 分の所まで来ているので、これは本当にチャンスでした。横のつながりや観光課同士との連携も非常に大切だと思います。ほかの自治体をのぞくとかをしていただきたいと思います。

最後ですけれども、津南町もニュー・グリーンピア津南の再生というチャンスが来ています。観光は、宿泊、アクティビティ、お土産品でお金が落ちると言われています。ぜひ、町民もワクワクするような、利益になるような観光プランをお願いしたいと思います。

今、県内では、海を持つ糸井川市、上越市、佐渡の 3 市は、周遊ルートを始めたばかりだそうです。そのお客様を山へと誘導して妙高市につなげていくのだそうです。そこからまた更に、温泉、スキー場を持つ野沢温泉村では、北陸新幹線を使って福井県などと北陸との連携を考えていますし、野沢温泉村から 20 分の津南町には、ジオパークであり、食文化と歴史、大地の芸術祭があります。津南町まで足を延ばしていただけるように、魅力ある津南町の観光資源を生かして、人を呼び込む準備を今から考えていくべきだと思います。

以上で終わります。

議長（風巻光明）

3 番、村山郁夫議員。

(3番) 村山郁夫

通告に従いまして質問いたします。

1. 病床数適正化支援事業給付金についてでございます。

厚生労働省の医療施設等経営強化緊急支援事業は、令和6年度の事業残などの財源を元に令和7年度に継続しております。このなかで津南病院では、令和6年度に手上げにより38床を申請し、1床当たり410万円の1億5,596万円を予定したところ、当初、公立病院は対象外とされ、令和7年6月にはゼロ内示とされました。このため、県への院長・町長要望書の提出と町長要望活動を通じて給付金の確保を強く訴えてきた結果、令和7年8月に0床から4床分の1,641万円を認めるとする二次内示がありました。

(1) 二次内示の予算配分対象要項によれば、公立病院が対象に追加されましたけれども、更に条件として直近2年度決算の経営赤字であることとされております。津南病院は、令和5年度の決算で647万円の順位利益を計上しているところですが、令和6年度では1億1,672万円の赤字となっております。これは要綱でいう2年連続赤字の基準に合わないけれども、どのように折衝し認められたのか、その経過をお伺いたします。

(2) 廃止が認められた4床を除いた残り34床について、どのように利用していくのか伺います。

(3) 令和7年度の病院事業会計予算書には計上していない金額であります。その認定された額は、そのまま令和7年度の町一般会計からの補助金を減らす効果があるところ、予定していた額よりも1億4,000万円弱見込めないものとなります。この額の復活は病院経営改善計画に不可欠な要素でもあり、町一般会計の繰出金減少にもつながりますが、その復活見通しと今後の制度見通しについて、お伺いたします。

2. 新潟県地域医療構想についてでございます。

(1) 新潟県では2017年度に策定した地域医療構想の更新を計画しており、高齢者や人口減少を見据え、医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編、集約化の推進などが挙げられております。このなかで、増加する高齢者救急等の受け皿として、病床の機能は急性期と回復期の機能を併せ持つ包括期機能へ変更となるされております。津南町における令和7年10月の75歳以上住基人口は2,170人で、全体の26.2%であり、今後、後期高齢者が救急搬送や来院する頻度は高くなる一方と推測されます。このとき、津南病院で新地域医療構想に基づいた急性期から回復期までの包括期機能病床として機能するためには、感染症など対応可能な一定の症例に絞って受け入れる必要が出てきます。病床は確保できても初期治療対応が難しい場合、新構想の理念が実現できないこととなります。新構想が1病院での完結型かどうかについては不明でございますが、津南病院の高齢者医療について、将来的な医療サービスをどの程度の水準まで提供できるか、という検討がなされているのか伺います。

(2) 令和8年度から県立松代病院の無床診療所化が伝えられているなかで、県から津南病院との連携を打診されている分野はあるのか伺います。

3. 出産費用支援についてでございます。

(1) 管内で分娩できる産院の確保が危ぶまれているなかで、県内の周産期医療機関も含めた出産経費としては50万円から60万円となっております。一方、関東の産科専門病院

では充実した設備・待遇で80万円から100万円を超えるところもあります。そこで、町民が町外でも安心して出産できるよう相当額を支援する制度を検討することはどうか、お伺いいたします。

4. 地下水及び水源地域の保全条例についてでございます。

(1) 条例が施行される指定地域において、水量と水質の変化をモニタリングする仕組みを構築することが重要となるけれども、どのようにしていくのか伺います。

(2) ニュー・グリーンピア津南地域の場合、構内で利用した湧水・河川水は、下流住民がその用水を再度利用できるという期待を裏切らないよう、流末は下流に流すことを約した土地売買契約とすべきであります。どのように考えているのか、お伺いいたします。

(3) 地下から汲み上げている温泉水の終末処理について水質汚濁の防止をどのように契約していくのか、お伺いいたします。

壇上からは以上です。

議長（風巻光明）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

3番、村山郁夫議員にお答えいたします。

大きな1点目、病床数適正化支援事業給付金に関する御質問の1点目「要綱の中で2年連続赤字の基準に合わないが、その経過について」、2点目「廃止が認められた4床を除いた残り34床について、どのように利用していくか」、3点目「予定していた1億4,000万円弱の給付金の復活見通しと今後の制度見通しについて」は、関連がありますので一括してお答えいたします。

国は、令和6年12月17日から令和7年3月31日までに病床を削減した病院等に対して給付する事業を実施する都道府県に対し、予算の範囲で補助する病床数適正化支援事業を、令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱の中で行うことを新潟県に通知し、県は令和7年2月12日に県内病院及び有床診療所に対して説明会を開きました。これを受けて津南病院は、既に廃止予定としていた一般病床5床と休床中の療養病床33床、合計38床減少の事業計画を提出いたしました。

国は、この事業を令和7年度の繰越事業とし、また、病床廃止期間を6か月延長しました。実施要綱や新潟県の交付要綱の中では、予算の範囲内での支給と定めており、2年連続の赤字要件は示されていませんが、全国の削減病床数が大幅に増えたことを踏まえ、第1次配分として、一般会計の繰入等が無い医療機関であって、令和5年度から2年連続経常赤字等の医療機関に配分する算定方法とし、津南病院は0円とする新潟県内示通知を本年6月3日付けで受けました。

第2次内示は8月6日付けで通知があり、2年連続赤字である内示要件には該当になりませんでした。他の医療機関の削減病床数が他の給付金制度の対象となったことにより残額が生じ、病床削減数で案分され、津南病院には削減4床分、約1,640万円の内示額が示されたこと

ろです。その後、変更内示通知を経まして、最終的には削減5床分、2,052万円の交付決定を受けております。

令和6年度病院事業会計では、本給付金1億5,595万2,000円の予算措置をしましたが、第1次内示額0円を受け、収入の見込みもないことから決算計上をしませんで、経常赤字額約1億1,000万円の会計決算といたしました。

当院に限らず、全国の多くの医療機関は大きな費用負担による赤字経営に苦しんでおり、全国町村会、全国町村議長会等による緊急要望とともに、地域医療を守るために私自身においても、必要の都度、特段の支援措置を強く要望してまいりたいと思っております。

なお、一般病床5床は既に個室に転換し、入院機能の充実を図っております。また、廃止した療養病床33床は、研修医室や研修室、仮眠室など、働く職員の環境改善となるよう再活用したり、介護医療院の増床が可能か、人員確保の課題とともに3階利活用の検討を継続しているところです。

大きな2点目、新潟県地域医療構想に関する御質問の1点目「津南病院における将来の高齢者医療の提供について検討しているのか」、2点目「県立松代病院の無床診療所化予定に伴う津南病院との連携を新潟県から打診されている分野はあるのか」については、関連がありますので一括してお答えいたします。

新たな地域医療構想については、病床機能分化だけではなく、外来、在宅医療、介護との連携等も含む医療提供体制の課題解決を図るために、地域で不足する機能を確保する方策を今後検討、実施していくことと認識しています。

津南病院は、入院機能として一般病床を地域包括ケア病棟として取り組み、また、一般内科や専門科による外来機能、訪問診療、訪問看護や訪問、通所リハビリテーション機能を有し、今月からは居宅介護支援事業所を指定して、介護サービスの調整を実施しながら病院機能の連携強化と利用者などの在宅生活支援を行います。

また、救急医療については、「原則救急搬送は受け入れる」方針を明確にし、可能な限り地域で完結した医療が提供できる体制を整えてきました。

院内では「救急受入れマニュアル」を整備し、また、救急隊には現場からの搬送判断が円滑にできるように、病院が積極的に対応できる病態を明示して連携を図っております。

将来にわたり、地域の高齢者に最も多い軽度から中等度の救急疾患に幅広く対応し、重症例は適切に高次病院へつなぐという明確な役割を担い、新たな地域医療構想において検討される近隣医療機関、介護施設等との連携強化を図りながら、高齢者の命と生活を守る医療を提供してまいります。

また、県立松代病院の無床診療所化の議論がなされておりますが、県からは医療提供体制の分担や連携について、現時点で正式な要請はございません。仮に無床診療所化に機能変更がなされた場合、入院機能を県立十日町病院に移行することが想定されますが、津南病院においても、松代・松之山地区の入院医療の受入れ先として、地域や患者様を守る体制を築いていきたいと考えております。

大きな3点目、「管内で分娩できる産院の確保が危ぶまれるなかで、町民が安心して出産できるよう相当額を支援する制度を検討することはどうか」についてお答えいたします。

当町の出生数は、直近の3か年の状況を見ますと、令和4年度が42名、令和5年度が25名、令和6年度が29名となっております。

出産一時金については、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険など被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため一定の金額が支給される制度で、支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため市町村国保は条例で規定することとなっております。

当町の国保における支給額は、全国的には一般的に 30 万円のところ 40 万円を支給し、その後、平成 21 年 1 月の 38 万円への引上げ時には町は 43 万円に引き上げ、現在は 50 万円となっております。これは令和 5 年 4 月に国が政令を改正し、当時の平均出産費用等を勘案して原則 50 万円に引き上げたことに合わせた金額となっております。

ただ、現状においては議員御案内のとおり、出産費用は年々上昇し、地域・施設間格差が大きくなっており、出産費用を一時金で賄えないケースの割合が増加していることは認識しております。

国においては、「妊産婦の支援策に関する厚生労働省の有識者検討会」において令和 9 年度以降の施行をめどに、産科医療機関等の経営実態等にも十分に配慮しながら、出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計を進めるとしております。

町としては、出産費用の無償化が国において検討されておりますので、まずはその動向を注視するとし、町国保の出産費用の増額は現時点では考えておりません。

なお、管内唯一の周産期医療機関である、十日町市の「たかき医院」が本年度末をもって産科を終了することが先日発表されたところです。町としては、十日町市と同様、県立十日町病院での分娩再開をまずは望んでおりますし、遠方となる分娩施設へ行くことになる妊産婦への新たな支援策についても検討しているところです。

大きな 4 点目、地下水及び水源地域の保全条例に関する御質問の 1 点目、「条例が施行される指定地域において、水量と水質の変化をモニタリングする仕組みを構築することが重要となるが、どのようにしていくのか」についてお答えいたします。

地下水の水量については、先日、議会に概要説明を申し上げました、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例案第 18 条「地下水の採取量の定期報告等」及び津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則案第 11 条「採取した地下水の水量報告」をもって、町としてのモニタリング機能を果たしてまいりたいと考えております。

具体的には、揚水設備の設置者は、水量を測定するための機器を用いて揚水設備により採取した地下水の水量を測定し、その結果について、採取した期間も併せ記録を作成、毎年 1 回、測定結果を町長に報告させることとしています。

また、地下水の水質については、条例第 22 条「報告の徴収及び立入調査」により、当該土地の利用が水源地域の機能に及ぼす影響を調査させ、質問することができるとの規定により、適宜、立入検査を実施し、水質の悪化や地下水の枯渇などについて、監視することとしています。

地下水は、健全な水資源を維持し、将来にわたって利用できるよう、町民の貴重な財産として守り継いでいく必要があります、別途、地下水の涵養に関する指針も策定する予定です。

2 点目、「ニュー・グリーンピア津南地域の場合、構内で利用した湧水・河川水は下流住民がその用水を再度利用できるという期待を裏切らないよう、流末は下流に流すことを約した土地売買契約とすべきだが、どのように考えているのか」についてお答えいたします。

先日、議会に御説明を申し上げました、ニュー・グリーンピア津南の再生に向けた基本協定書第2条第1項第5号にあるとおり、ニュー・グリーンピア津南には、水源地及び地下水が含まれており、これらは下流の地域住民の生活及び生存に欠くことのできない重要な天然資源とされていることから、本物件の開発又は利用が地域住民による現行の利用形態を阻害したり又は制限することなく、かつ水資源を含む自然環境を汚染し又は悪化させないことを売買の条件としております。したがって、町といたしましては、引き続き、本基本協定書の内容及び、現在、作成中の津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例案、施行規則案に、地下水及び水源地域の保全、地下水の適正な採取、土地利用の確保など必要な事項を定め、これらをしっかりと遵守していただくような契約内容となるよう、土地売買契約書に盛り込んでまいりたいと考えております。

3点目、「地下から汲み上げている温泉水の終末処理について、水質汚濁防止をどのように契約していくか」についてお答えいたします。

温泉水の最終処理方法は、温泉の性質や地域の環境、そして、規制などによって様々な処理方法があると考えます。多くの温泉地では、温泉水を生活排水と同様に浄化槽や下水道に流し、そこで物理的・生物学的処理を行った後、最終的に河川等へ放流する処理や、成分によりそのまま流すと環境に負荷を与える可能性がある温泉水は、中和剤を加えたり、地下水や川の水で希釈したりして放流する方法もあります。また、使用済み温泉水をそのまま捨てずに再利用する場合があります。

なお、現在、ニュー・グリーンピア津南の温泉水最終処理については、近くのため池に一旦流し込み、他の農業用水等と希釈した上で放流しているとお聞きしております。

次に、温泉水の水質汚濁防止への契約への反映については、今後の温泉掘削による温泉の成分等によりますが、仮に生活排水と同じ基準で放流されると河川の水質汚染等につながる可能性がある場合、一般的には、水質汚濁防止法に基づく規制が設けられることになることから、まずはこうした法律を売買契約書の中に盛り込むことが肝要と考えます。特に、温泉水には、ヒ素、ホウ素、フッ素など有害物質が含まれることがあることから、水質汚濁防止法に基づき排水基準が定められ、ホテルなど特定事業所には測定などが義務付けをされていることから、こうした点を町としても確認することで、温泉水の終末処理の安全性を担保していきたいと考えております。

以上です。

議長（風巻光明）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

では、幾つか質問をいたします。

まず、病床数の関係でございます。基本的に、よそで残額が出たから、その部分が回ってきたというようなお話がございました。まさに予算仕事というのは、そういうものが大きな要因ではあるわけでございます。そこで4床から5床に増加されたというようなことは大変喜ばしいことでございます。こういった国や県の事業であっても、困っている地元がなりふり構わずどれだけ食い込めるか、食い下がるかということに掛かってございます。こういった折衝をす

る場合に、制度的に制限があるというようなところであっても、担当者の皆様、それから当局の皆様、ぜひ、なりふり構わず食い下がることで成果を獲得していただきたいと思います。今回の件は、たまたま空きがあったというような状況ではございますが、今後、こういったことについて、担当者、部局の皆様の努力に期待をいたします。

次に、その廃止が認められた以外の病床の利用でございます。これについて非常に有意義なお話を伺いました。研修室、仮眠室、職員の休み処、そういったもののほかに、介護医療院への検討というものも重要なものであらうと、まさにそのとおりであらうかと思えます。もし、当面は認められないのであれば、こういった方向をぜひ検討していただければというふうに思います。ですが、このことにつきましては、もし、病床数の減少が認められるということになれば、といいますのは、新しい制度として、またこの問題が俎上に上がる仕組みであるというようなお話も伺っておりますので、もし、新しい制度でこのようなものがありましたら身軽になるというような観点から、ぜひ、その実現に向けて努力をしていただきたいと思えます。この病床数の減少による410万円の見込みがなくなったというお話は、私のほうでも地元の県議さんに既にお伝えをしております。というようなことで、皆様の協力で、津南病院の経営改善のために努力を今後ともしていただきたいと思います。

それから2点目、新潟県の地域医療構想でございます。なぜこんなお話を出したかといいますと、この構想というものは基本的に新潟県がイニシアチブをとって策定していくものですが、このとき、県立病院の赤字解消のために方向性が曲げられることのないようという心配をしているわけなのです。例えば、産科の廃止でありますとか、また、精神科の入院の検討など、こういった問題について赤字の町立病院が意見表明できる機会が持たれるのかどうかという、この計画の中へ地元の希望が反映されるかどうかについて、そういった仕組みがあるかどうかを伺いたいと思えます。

議長（風巻光明）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

津南病院は経営改善のために、診療科、病床、病院機能の検討を続けております。そういったなかで、新たな医療構想の検討に。私どものその検討が盛り込まれるかどうかというところもあります。現時点では各病院が検討したことを医療構想調整会議の中で同意を得るというようなかたちのなかで、病床数の適正化を図っていくということでございます。ですので、各病院からの提案というのは、今のところ全て同意を得ていると認識をしております。

議長（風巻光明）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

ありがとうございます。そういったことで、本当に困っている自治体が後回しになってしまうという恐れを新潟県が主導することによって、私どもの立場が反映されなくなるということを警戒するわけでございます。そんななかで、そのような不公平なことはなさないとは思

ますが、そういったことに対してしっかりと見張っていくということをぜひ注意してやっていただきたいと思います。

次に、病院のサービス水準のことをございます。津南病院につきまして、考え方というものもいろいろ異論があるでしょうけれども、私は、高齢者、障害者4人をケアした経験から、最終的に高齢者は、介護と医療が同時になされる介護医療院の整備充実が家族にとっても、本人にとっても、世話をすることや日常生活を営む上で最も負担の少ないケア方法でございました。問題は金銭面の負担でしたので、このサービスの水準という点では、なるべく合理的なレベルで、負担の少ない水準で我慢をするという意識を町民の皆さんも持つことが必要であり、それから、何もかも整った病院は望めないという現実を考えることが津南病院の方向性を見据えるとき重要ではないかと考えますが、これについて見解を伺います。

議長（風巻光明）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

津南病院は現在、40床という病床機能を地域包括ケア病棟ということで実施してございます。ただし、1床だけは救急的に受け入れられる病床として、感染症対策ができる病床を作っております。併せて、救急外来、発熱外来に対応できるような施設にしてございます。町長答弁にございましたとおり、重症患者につきましては、高次病院へ搬送するという取決めを院内でしてございますので、軽度から中等度までの患者様の対応はしっかりやっていきたいと思っております。

議長（風巻光明）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

少ない資源の中でがんばっておられる病院の方のお考え、よく分かりました。

でも、私の今の質問の趣旨は、病院の方向性を今後定める上で、町民の皆様が何もかも整った病院は望めないということと、なるべく合理的なレベルで負担の少ない水準で我慢しましょうという、そういう意識が大事だというふうに申し上げております。そのことについて町当局のほうは、今後の病院の方向性を定める上で、この考え方についてどう思うか伺いたしたいと思います。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

御承知のとおり、津南病院の経営も診療報酬等もあって、努力はしているのですがけれども、赤字額も増えているところが状況でございまして、今、鋭意改善策を検討しているところでございます。一端を申し上げますと、10月から小児科を1日削減したりというような状況も

あるところでございます。介護医療院のほうも、今ある施設を有効活用しながら整備を進めている状況でございますが、ネックというところがやっぱり人手の問題でございます。そこら辺、今、村山議員が言われたとおり、少ない経費で最大の効果を上げることが町の使命でもございますので、町民の方からも、そこら辺の状況をよく御理解いただくようなかたちで進めていきたいと思っております。

議長（風巻光明）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

これは個人的な意見といいますか、考え方でございましたが、今後、津南病院の方向を定める上で、我々町民がどれくらいまで負担を我慢するのだかというようなものにつながってまいりますので、ぜひ、この議会の質問を通じて、町民の皆様もお一人お一人が今後どうしたらいいのかという問題意識を持っていただきたいということをお願いいたします。

それから、3番目でございます。松代病院との連携でございます。これについて正式なものはないというものではございますが、先ほどのお話の中で、入院先として協力できるところは協力を考えたいというお話でございました。大変御理解のあるお話で、受入れをされる病院スタッフの皆様の御苦勞に敬意を捧げるものではあります。ぜひ、連携のほうもよろしく願いいたします。

それから、出産費用の支援でございます。基本的に、町の出生率の低迷を食い止めるため、旅費や家族滞在費も含めて、おおむね80万円ぐらいかなということ想定しまして、保険組合給付の50万円との差30万円ぐらいを、出生者は大体30人ぐらいでございますので、掛け算しまして1,000万と試算をいたしました。財源はどうするかでは、当面、経済対策による交付金を充てられる一般事業にそういった交付金をとにかく回して、浮いた一般財源で賄っていただき、長期的には保育園の、あるいは学校統合などによる財政削減も見込めることや、なかんづくニュー・グリーンピア津南問題を町の負担が最も少なくなる方法で解決することで財源を賄っていけると考えますが、これについて見解を再度伺います。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

今、行財政運営的に非常に過渡期、ここ二、三年の我慢、まずはこの二、三年の我慢というところでありまして、この二、三年を間違えないように町政を進めていくなかで、そういった前向きなところへの支出というものができていくようにもっていききたいと思っております。また、その先、二、三年では楽になりませんで、10年がんばって楽になるかどうかというところかと思っておりますので、引き続き、そういった今の課題をやり遂げるなかで、次の前向きな取組に向けていければと思っております。新しい産業についての育成も必要でございます。また、教育への投資というところも人材育成という面で必要でございますので、そういったと

ころに幅広く集中的に予算を投下できるように、現在の病院も含めた、そういったところの政策を進めてまいらなければならないという状況であります

議長（風巻光明）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

まさにそのとおりで、出来る限り財政のことを考えた上で町の将来のことを考えて、この事業等についてもいろいろ提案はありますけれども、取捨選択の上、可能な限りの対策をとっていただきたいと思います。

それでは次に、地下水の関係にまいります。 —（村山議員、資料を提示。）— 私の資料がございますので、これについて説明をいたして質問に入りたいと思います。年間降水量を調べますと、年間2,000mm、2mの降水がある津南町の状況でございます。この中でニュー・グリーンピア津南の用地全体に降る雨量がどれくらいか、この地下へ浸透する量はどれくらいか、地下浸透した水が何年後に地上へと出てくるか、ニュー・グリーンピア津南用地の後背地として存在する小松原用地の雨水はどのように流れるかについて概算をしております。

1番目、ニュー・グリーンピア津南敷地370haと言われるその面積に年間2mの降水があるとする、掛け算をしまして、大谷地ダム120万 m^3 の約6.2杯分に相当いたします。降雪量も水量に換算して、これだけの水量が今回の売買契約予定区域に供給されておるわけです。

2番目、この地下水の浸透量でございます。日本の森林地域の地下浸透率は50から85%程度との情報もありますので、仮に50%としたとき、1番の2分の1でございますので、その浸透量は大谷地ダムの約3.1杯分となります。この量がどういうものかといいますと、見玉の(株)クリアウォーター津南様の製造されるミネラルウォーターは全国のコンビニで見られますし、旅客機の機内にも提供されているように、日本全国に供給されている膨大な量になります。その量は、500mlのペットボトルに換算して6,500万本、3万2,500tであるそうでございます。この量は、竜ヶ窪の水深が平均1.8mとしますと、面積を掛けまして約2万1,000tでございますので、竜ヶ窪の水量の1.5個分の量となります。ところが、竜ヶ窪というのは毎分30tの湧き水がありますから、3万2,500tを30tで割りますと、約18時間分の水量でしかないこととなります。これほどに津南町の苗場溶岩場に堆積した火山灰層との間から湧き出る水というのは膨大でございます。この6,500万本の水量は、ニュー・グリーンピア津南計画地にもたらされる降雨量の、もし半分が地下浸透するものとしますと、その0.88%に相当する量でございます。もし、ニュー・グリーンピア津南の計画地域の中に浸透する水全てを水工場さんが使い切ろうとすると、実に144社があふ敷地内にひしめき合って1年間創業する必要があります。また、浸透率というのは森林腐葉土が少ない場所でございますので、例えば、10%ではないかというふうにしたとしても、74万tでございます。これも同じように、(株)クリアウォーター津南様があそこで営業するとすると、23社が1年間に創業して出す、出荷する水の量となるものでございます。逆に、この時でも740万t降る雨の90%が南西方向に傾斜した津南原の地表を中深見、船山方向に流れ下ることになりますし、50%の水としても下流の水を利用する農業者や、住民の水路や池などの生活用水には困ることはありません。水田の水が最も必要な夏場の出穂期に大谷地ダムが渇水するのは、たまたまその時期に雨が降らな

いためであって、ニュー・グリーンピア津南地内の水利用には全く関係のないものでございます。

それから3番目、地下浸透した水が何年後に現れるか。これはなじょもんで、かつてトリチウムという放射性同位元素の半減期が12.3年であることを利用して比較することにより、何年前の雨水が地表に現れるかという調査をしたことがございます。実際には12年前の平成25年でございます。この時のセミナーの報告によりますと、中津川左岸、赤沢大地では40年であって、右岸、津南原大地においては地形から見て、より短い30年ほどとするセミナーが行われてございます。また、信濃川左岸の川西地区、辰ノ口につきましては、35年という結果でございます。ただし、(株)クリアーウォーター津南様によると、見玉地域については5年程度ではないかというふうな報告もございます。大崩落地形がございしますが、そこにおいては保水力が小さくて、春先や大雨のときには、小松原農地西側の大岸壁には2本の滝が現れて大量に流れ出ているのを見ます。この水を見ますと、この場所の土地の場合は、30年待たずして5年程度で地表に現れるものというふうにも考えられます。

それから、最後の4点目。この地形で見た小松原開発農地につきましては、ちょうどスキー場のゲレンデを介しまして、小松原湿原方向に広大な後背地を持った開発地でございます。その地形を概括的に見ますと、ホテル棟に向けて笹葉峰の頂上を喉元にして、ちょうど首が狭まるように位置するため、降った雨はニュー・グリーンピア津南敷地方向には大きな影響がありません。その雨水は、東側釜川方向と、西側中沢川方向の太田新田、見玉方向に流化する。また、釜川、中沢川、黒滝川の平時の水量というのは、地下浸透し、30年後に地表に現れている雨水の量ということになります。ただ、なじょもんにあります津南町の地形模型を観察いたしますと、ニュー・グリーンピア津南のホテルから見上げる小松原農地の入口から西側は、千年以上前とも言われます大崩落地形、これは中津川方向に崩れ落ちたものでございしますが、太田新田、見玉は、その崩落地の上に営まれている集落でございます。そこに降る雨水というのは小松原農用地の馬の背中のような地形を左右に分かれて流れ下るわけですから、ニュー・グリーンピア津南方向に流れたり、ニュー・グリーンピア津南方向に地下浸透する量に比べて圧倒的に大量なものでございます。このことは、大崩落地形を水源とする二つの集落の河川というものは、その下流の池田の池や津南醸造様の水源、船津川の水源となって、秋成、中深見、陣場下、割野地帯の農業や生活用水となっており、ニュー・グリーンピア津南の開発とは全く無関係であるものでございます。ということで、水の量に関しては全くグリーンピアの開発行為とは関係が無いというところを示したわけでございます。

けれども、あえて今回質問を掲げました、その理由といいますのが、この(1)の水量のモニタリングの件でございます。実はこの水量のモニタリングにつきましては、今、大谷内ダムの水の不足というお話をしましたけれども、その水源を探るときに、例えば、仮称で第2大谷内地調整ダムというようなものを考えた場合に、地下水の利用ができないかどうかというときに非常に重要な要素となるものでございます。もちろん、各業者さんの方から年1回報告がある条例でございますけれども、それよりもほかに、こういった目的、新たな水源を求める、そういったものとして重要な仕組みになると考えます。これについて、まず1点目として、基本的な考え方を伺います。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

今回示しました条例案、施行規則案でも書かれてありますとおり、一定の用水設備を設置する者には届出等をしていただくところで、町のほうもその地下水の採取については把握しておきたいと思っております。湧水の話も所々でいただいているところでございます。湧水の話は別途協議をしているところでございますけれども、影響が無いようにしていきたいと思っております。

議長（風巻光明）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

ぜひ、この水量のモニタリングを重要視していただきたいと思えます。

それから2番目で、水を流すことを契約でうたいなさいというお話でございます。これは以前にもお話したことがございます。なぜ前回と同様の質問をするかといいますと、既に土地改良区さんにはお話してございますけれども、旧谷上集落の水は、ニュー・グリーンピア津南の施設内を流化しております。この川というのが、河川法の指定がちょうど入口のアーチの所から下流約400mにわたって中抜けしているのです。河川の指定が抜けているのです。その400m下流から、釜堀川の指定が始まっております。ということは、米原から貝坂、越渡、朴ノ木坂、正面、十二ノ木、下船渡本村等の農業者、住民が直接河川法による法定水利権で旧谷上げのグリーンピア敷地内を流れる水が水利権を直接主張できない、法定水利権を主張できないという可能性があることへの不安解消のために、流す水については必ず、使った水の後には必ず下流に放流していただきますということを契約としてうたっていただきたいというところでございます。これについて、見解を伺いたいと思えます。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

町長答弁でもございましたとおり、地下水等は、下流の地域住民の生活・生存に欠かせないものでございますので、重要な天然資源とされていることから、本物件の開発又は利用が地域住民による現行の利用形態を阻害したり、又は制限することなく、かつ水資源を含む自然環境を汚染し、又は欠けさせないことを売買契約の条件に入りたいと今のところ考えております。相手側も自然環境を守ることは第一義としておりますので、きちんとしていきたいと思っております。

議長（風巻光明）

3番、村山郁夫議員。

ども、そこら辺と相談をしながら、それが盛り込むことができるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

議長（風巻光明）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

ぜひ、いろんな問題について網を張った心配の無い契約としてもらいたいと思いますので、お願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（風巻光明）

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

—（午前11時44分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後1時00分）—

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

2番、滝沢萌子です。

通告に従い、大きく2点質問いたします。

1. 大きな1点目。地下水及び水源地域の保全に関する条例について。

（1）現在の条例案は届出制となっており、県の水源地域の保全に関する条例も届出制ですが、許可制や協議制などを取り入れることは可能でしょうか。

（2）町民説明会で町民から「横坑」についての心配が上がりましたが、条例内に掘り方についての内容は入れる予定はありますか。

（3）現在はニュー・グリーンピア津南周辺と竜ヶ窪のエリアが条例の区域になっていますが、ほかの場所はどういったタイミングで追加していく予定でしょうか。

（4）地下水採取禁止、開発禁止などの指定区域の場所を設けることは可能でしょうか。特に、水の汚染を防ぎたい場所に関しては指定してはどうでしょうか。

（5）水源資源を守るため、各自治体も様々な条例を作っていますが、津南町として今回の条例で水資源を守るができると言えますか。

2. 大きな2点目。ニュー・グリーンピア津南の民間譲渡について。

（1）A社・B社の購入意向書が開示されたなかで、明らかにサヴィルズ・ジャパン(株)の製作した資料がA社のプランとなっていますが、公平な入札と言えるのでしょうか。

（2）評価書の中には、A社にはエリア開発を実行する長期ビジョンと投資資金の確保ができていたとありましたが、購入意向書のどこの部分を指しているのでしょうか。また、どんな内容でしたか。7月の時点で資金確保ができていたとしながら、9月議会の一般

質問の際に「一昨日、用意ができたと聞いている。」と答弁がありましたが、なぜ差異があるのでしょうか。現時点では、預金残高等で確認は取ってあるのでしょうか。

(3) A社購入意向書の黒塗り部分には、ホテルブランド名と開示の記述が書かれているように読み取れます。先日の購入意向書の質疑の際に、来年3月、6月以降もまだ示されない可能性があるとのことでしたが、現時点ではどのようなスケジュールでしょうか。示されないまま、不動産売買の議決を行うのでしょうか。

(4) サヴィルズ・ジャパン(株)への業務委託料は、臨時議会の際に「契約がうまくいかなかった場合、支払う必要はない。」と答弁があったにもかかわらず、基本協定書締結の質疑の際に、「文書で、サヴィルズ・ジャパン(株)に不備が無ければ支払う。」と変更されたのはなぜでしょうか。

(5) 株イントランスとの契約が仮に進まなかった場合、「閉鎖、あるいは再公募」としているが、なぜB社との再交渉を検討しないのでしょうか。有効期限の話が出ますが、株イントランス、サヴィルズ・ジャパン(株)共にそれぞれの有効期限も協議して延ばしてきた経過もあります。再交渉を先にするのが妥当ではないのでしょうか。

壇上からは以上です。

議長（風巻光明）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

2番、滝沢萌子議員にお答えいたします。

大きな1点目、地下水及び水源地域の保全に関する条例に関する御質問の1点目、「現在の条例案は「届出制」となっている。県の「水源地域の保全に関する条例」も届出制であるが「許可制」や「協議制」などを取り入れることは可能か」についてお答えいたします。

まず、法律を超える町条例を作ることはできません。水源地域の土地取引の届出を義務付ける条例が令和7年10月時点において新潟県を含む21都道府県で制定されていますが、都道府県の21の条例は全て届出制となっています。許可制ではなく、届出制としていることについては、「土地取引は、本来、買い手と売り手の合意があれば成立し、この点については民法上の原則とされ、また、憲法においても個人の財産権や土地取引などの経済活動の自由が保障されている。許可制については、全ての取引を一旦停止されることとなり、過度な私権制限と捉えられるおそれがある。」とされています。先ほど申し上げたとおり、条例は法律の範囲内で制定する必要がありますことから、届出制としたものです。「許可制」「協議制」を制定することは法律違反となる可能性もあり、細心の注意をもっての検討が必要となります。

水資源を守るために規制を入れたい町民の皆様の気持ちも十分理解しております。一方で、憲法、民法で定められた権利は当然守らなければならない、規制には慎重な判断も必要となります。

2点目、「町民説明会で町民から「横坑」についての心配が上がったが、条例内に掘り方についての内容は入れる予定はあるか」についてお答えいたします。

今回、掘り方については、条例には記載していませんでしたが、地下水及び水源地域の保全に関する条例のため、横坑であっても対象となると考えております。対象とする掘り方などの明記の仕方は、今後、検討してまいります。

3点目、「現在はニュー・グリーンピア津南周辺と龍ヶ窪のエリアが条例の区域になっているが、他の場所はどのようなタイミングで追加していく予定か」についてお答えいたします。

町民の自由な活動の制限となり得る規制については、本来最小限であるべきものと考えます。したがって、将来的に規制の範囲拡大の必要性が生じたり、確認できた場合、追加していくことが考えられます。

4点目、「地下水採取禁止、開発禁止など、指定区域の場所を設けることは可能か。特に水の汚染を防ぎたい場所に関しては指定してはどうか」についてお答えいたします。

地下水採取禁止、開発禁止という厳格な規制は、例え指定区域の場所等を設けるとしても、慎重に判断する必要があります。禁止する必要がある、あるいは行為自体が明確に住民の暮らしや福祉にどのような影響を与えるか、という明確なエビデンス・根拠がなければ難しいと考えます。

大きな2点目、ニュー・グリーンピア津南の民間譲渡に関する御質問の1点目、「A社・B社の購入意向書が開示されたなかで、サヴィルズ・ジャパン(株)の制作した資料がA社のプランとなっているようだが、公平な入札と言えるのか」についてお答えいたします。

この度、不動産仲介事業者であるサヴィルズ・ジャパン(株)からは、ニュー・グリーンピア津南を購入していただけたような企業を約40社当たっていただきました。関心を持っていただいた企業への訪問時にはニュー・グリーンピア津南の概要だけでなく、リゾートとしての再生可能性の提案、運営体制、資金計画などの資料を事前に作成した上で動いてもらっており、サヴィルズ・ジャパン(株)の制作した資料は、公平に全社に展開されております。応募があった2社のうち、交渉先企業は、サヴィルズ・ジャパン(株)の制作した資料を重視しながら検討・資料作成を行い、B社は、独自色の検討・資料作成を行った結果ということと理解しております。

なお、評価は、応募事業者へのヒアリングやディスカッションを重ね、購入金額、実績、ビジネスプランといった面から行っておりますので、資料の見た目や表面的な中身で結果が左右されているようなことはありません。

2点目、「評価書の中には「A社にはエリア開発を実行する長期ビジョンと投資資金の確保ができています」とあったが、購入意向書のどこの部分を指しているか。また、どんな内容だったか。7月の時点で資金確保ができていたとしながら9月議会の一般質問の際に「一昨日、用意できたと聞いている」と答弁があったが、その差異はなぜか。現時点では預金残高等で確認はとってあるのか」についてお答えいたします。

「購入意向書の提出時点で、交渉先企業との面談で資金のある投資家との交渉経過について確認している」「長期ビジョンについては、国際ブランドホテルの誘致とホテルリノベーションの提案を評価している」、ここまでは購入意向書提出時の状況となります。

一方、9月の時点では、優先交渉権を付与した後であるため、より具体的な資金調達に動いており、資金調達の手法について確認したものです。

町民説明会でも、また、皆様へも説明しているとおり、交渉先企業の資金調達は、投資家から資金を得るもので、銀行の預金残高や融資証明で確認できるものではございませんし、また、加えて現在、銀行を含め様々な関係者が協力し、協議が進むなかですので、確たるものと

しては、今、お答えすることは難しいです。町の意見としては、町民の皆様が安心できるようになってほしいと思っております。

3点目、「A社購入意向書の黒塗り部分にはホテルブランド名と開示の期日が書かれているように読み取れる。先日の購入意向書の質疑の際には来年3月、6月以降もまだ示されない可能性があるとのことだったが、現時点ではどのようなスケジュールなのか。示されないまま不動産売買の議決を行うのか」についてお答えいたします。

これまでも説明してきたとおり、また、昨日の栗原議員にもお答えいたしましたとおり、ホテルブランド名についてはIHGも検討しておりますが、実際の公表は開業半年前が一般的です。交渉先企業は、地方創生事業として全国各地で国際ブランドホテルを展開、また、展開予定であり、当地にも同様の事業を展開される計画であります。

4点目、「サヴィルズ・ジャパン(株)への業務委託料は臨時議会の際に「契約がうまくいかなかった場合、支払う必要はない」と答弁があったが、基本協定書締結の質疑の際に文書にて「サヴィルズ・ジャパン(株)に不備がなければ支払う」と変更されたのはなぜか」についてお答えいたします。

サヴィルズ・ジャパン(株)へは、ニュー・グリーンピア津南の購入希望者の入札窓口ほか、調整、御助言など、優先交渉権付与までの選考から、現在の交渉先企業との協定書作成への補助など、今回のニュー・グリーンピア津南民間譲渡を不動産専門家としてサポートしてもらっております。答弁で述べた「契約がうまくいかなかった場合」につきましては、不動産仲介事業者が購入希望者を誰も連れてこられなかった場合や、具体的な交渉段階として協定書締結まで進められなかった場合が想定されておりました。契約書の中では業務委託料としての支払いを協定書締結若しくは売買契約書が締結されたときに支払うものと定めてあることから、いわゆる成功報酬型の業務委託という説明をさせていただいたものです。

現在、企業に優先交渉権を付与、その後、協定書締結まで進めることができしております。民間不動産取引では、協定書締結段階で、ほぼ売買契約書同様の内容を盛り込むことで、業務委託としてはおおむね終了したこととなりますが、一方、本協定書につきましては、行政ならではの様々な対応や調整事などが今後も必要であったことから、基本協定書には売買契約書に記載するほどの細かな約束事まで入れ込むことはできておりませんでした。

そのため、当初締結した業務委託契約書では、基本協定書締結段階でも委託料の支払いができるものとなっていたものの、売買契約締結までは、まだ不動産仲介事業者からのサポートが必要であることから、協定書締結後も継続して本事業をサポートいただくため、両者合意のもと契約変更を行いました。

このように、不動産仲介事業者からは、専門的な知見を生かした手厚いサポートを受けておりまして、本業務に対する支払いを担保し、安心して業務継続をしていただくための条件として追記したものです。

5点目、「交渉先企業との契約が仮に進まなかった場合「閉鎖、あるいは再公募」としているが、なぜB社との再交渉を検討しないのか。有効期限の話が出るが、交渉先企業、サヴィルズ・ジャパン(株)ともにそれぞれの有効期限も協議して延ばしてきた経過もある。再交渉を先にするのが妥当ではないか」についてお答えいたします。

関谷議員にもお答えいたしましたとおり、町は優先交渉権を付与した(株)イントランスと10月に基本協定を締結し、現在、事業計画や、様々な関係者が協力し調整を行っております。売

買契約が仮に進まなかったケースといたしましては、交渉先企業と町との条件が合わず、売買を断念した場合などが想定されます。

このような結果となった場合、町としては、改めて再度購入希望者を募るか、その時点で他社が交渉に応じていただけるようであれば、他社と交渉するかを検討する可能性はあります。

なお、他社と再交渉となったとしても、購入意向書に書かれている内容で即座に妥結することはできないため、価格面や運営体制、事業計画など、現在の交渉先と協議してきた過程と同じ検討を再度行わざるを得ないこととなります。これには費用を要することになりますので、現在運営されている柵津南高原開発の財務状況によっては、閉鎖も選択肢として入ってくるものです。

以上です。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

再質問させていただきます。地下水のほうの5点目に関して答弁が無かったように思ったのですが、いかがでしたか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

すみません。「各自治体も様々な条例を作っているが、町として今回の条例で水資源を守ることができると言えるのか」という質問ということによろしいでしょうか。この条例及び施行規則で全ての水資源が守れるということは当然できないものだと思います。様々な国や県においても、条例、法令を作っているなかで網を掛けながら、できるだけ守っていくということで、この条例をもってして、全ての水源が全部守られるということは当然言えないし、できないものだと認識しております。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりだと私も思っています。条例はネットのようなものだと私も聞いたことがありまして、いかに編み目を細かくするか、あるいは何重にするのか、そういった面で守られていくものだと思います。

では、1点目のほうから進みたいと思います。法令、憲法、民法などで、それを侵害することはできないというのはもちろんのことでございます。そういったなかで、ほかの自治体も様々なやり方で取り組んでいると思うのですが、有名なところでいうと、ニセコ地区であります。水道水源保護条例というものが非常に有名でして、町長が指定した保護区域というのがあ

って、そこに建物を建てるなどというときは、住民への説明会や審議会、町長との事前協議を行い、許可された場合は建ててよいというようなかたちになっているかと思います。逆に言うと、その保護地域以外は協議が必要ないという条例のようです。また、届出制に関して、福岡の岡垣町という所は町内全域が届出制になっていまして、比較的小さい所からも届出制になっているということでしたが、大きいものになったときに許可制が発動するようなことが書いてあります。近隣ですと、須坂市、木島平村、妙高市と開発に掛かっている飯山市なども、事前協議が条例に入っていたりします。このように、水資源があるエリアは、一旦皆で考えようという場合、やっぱり協議制が非常に有効なのではないかと思っています。水源の把握ができていない場所は届出制でも逆にいいのかなと思いますが、今回のように分かっている地区に関しては、事前協議制を取り入れてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

ニセコ町の条例も研究させていただきました。ニセコ町の条例も土地取引については規定されていない、これは多分、憲法、民法に抵触するおそれがあるということで、そうしているのだと思います。ただ、今、議員が言われたように、規制の対象地域における施設の設置とか地下水採取の許可は規定しております。条例等による規制は、訴訟になるリスクも当然あるわけでございまして、民間の経済活動の妨げにもなるおそれがありますので、町長答弁にもあったとおり、できないことはないと思うのですが、かなり慎重にしないと、町の経済活動の停滞等にもつながるおそれもあります。あと、その地下水の影響というか、周辺への影響有無を判断する根拠、エビデンス、あと、個別案件ごとに周辺の地形とか状況とか、それによって判断を行わなければならないと思っておりますので、現段階で簡単に許可、では、届出制をやりますということは今のところ言えないという状況でございます。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

開発、自由な活動など、いろいろあると思うのですけれど、そういう意味でも水源地だと分かっている所は構わないでもらいたいという意志のほうが強いのではないかなと思うのです。ほかのエリアで開発だとかというのだったら、水源地以外だったら、もう少し緩和するべきだと思いますけれど、ここは水源地なんだよというのが分かっているながら、届出制でとどまるということの意味はどうなのでしょう。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

ただ、今回、ニュー・グリーンピア津南に限って言うと、水源地については売らないとなっておりますので、町として守っていくというところでございます。あと、私どもの条例案だと自然保護区域に指定されている竜ヶ窪がでございます。県の条例も特別区については許可するのですけれども、竜ヶ窪は普通地区ということで、この許可ではなくなっているのです。その県の条例との適合性というかも考えてみなければいけないと思っております。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

竜ヶ窪も今、濁りの問題だとかがあって、すごい心配している部分でもあります。やはりここで一旦そういう協議制、あるいは許可制なのか、協議制なのか、どちらもなのか分かりませんが、そういうものを網として張ることで、すぐに届け出て許可されれば、許可というか届け出ればある程度すんなり行くというかたちにするのがやっぱり少し不安で。届出制が町内全域だったらまだ分かるのですけれど、今回指定されたエリアは、やはり協議制をこのタイミングで張ってもいいのではと思います。横坑であるとかもそうですし、今回、勧告になっていきますよね。届出をして、それに問題がありそうだったら勧告ができるといったような流れだったと思うのですけれど、協議制にすることで、その度合いもまた変えられることもあるのかなと思います。町長が保護区域として指定して、ニセコ町のように、ここは産廃業者さんが入ってはいけないよとかというふうにある程度できれば、より安心かなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

今回、我々の条例案につきましては届出制として。例えば、水源地域に何か設置するとした場合、届出制とするということで、町としてはそれを見て問題があれば、勧告するというかたちで、いわゆる協議制に似たようなかたちが取れるのではないかと思慮しているところでございます。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

近いがやや緩いという感覚かなと思っています。例えば、水源の周辺は届出制、水源自体は協議制ぐらい、分けてもいいぐらいではないかなと思うのです。以前も一般質問でも話しましたが、北海道であるとか宮崎県であるとか、既に土地を買われた所などは、ある程度はやっぱり所有権の強さもありますし、規制も難しいなかで。心配しているのはグリーンピアエリ

アもちろんそうですけれど、津南町のほかの地域にも水源はあるわけで、こういったなかで、そこはもう届出制になっていないとか、今回の条例で住所に入っていない場合、そういった所は自由にとということになると、このような北海道、宮崎県のようなことになっていくのではないかという心配があつて。そのために届出制ならもう少し広く、協議制にするならもう少しピンポイントでというふうに考えているのですけれど、いかがでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

ニセコ町は水道の水源のほうをかなり規制しているところですが、町としても町の簡易水道のほかにも集落水道等があつて、先ほども申し上げましたとおり、周辺への影響をきちんと資料を求めて根拠に基づいて指定するのであれば指定しなければいけないですし、個別案件ごとにやっぱり周辺の地形とか状況によって、環境への影響によって判断しなければいけないということで、では、どこをその水源地域に指定するかというのはかなり慎重にしなければいけないのかなと思つているところです。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

では、今後そういった、このエリアは指定しようとか、もう少しこの辺の水源を調べてみようかといったような動きは考えられますか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

それは考えて、今後、そういう事案とか、町民からのそういう声があつたり、この地域を守っていく、例えば、小松原とかも県の自然保護条例指定されていますけれども、これは十日町地区になっているので、津南町の部分は入っていないようなかたちなのですけれども。そこら辺とか、例えば、マウンテンパーク津南のグレンデとか緑が多い所、そこら辺は検討はできるのかなという思いでございます。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

ぜひ、検討していただいて、津南町は非常に水でも有名な場所になってきていますので、そういった影響も考えて、よりネットを細かくするのか、広くするのか、少しこれからも検討していただきたいと思います。

時間が無いかと思いますので、少し順番を変えさせていただきます。

ニュー・グリーンピア津南の民間譲渡について、2点目です。資金調達のほうの説明をお願いしたいのですが、やはり10億円という大きな額で、用意できたという答弁になっていたり、分からないというか確認ができないというようなことになってしまったりするのはちょっと不安なのかなと思います。9月の一般質問で、残高確認が必要な場合は確認するといった答弁をいただいているので、現段階でそれが行われていないということは、資金を入れるSPCの設立というところまで至らなければ確認ができない、あるいは入金が無いというふうに捉えるべきでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

どのようなタイムスケジュールで進むか、今、正確な情報をもう一度確認しないとお答えができていくので、それに関しては下に戻りまして、正確な情報についてはお調べをしたいと思います。そういった資金面、特にそういったところにつきましては、昨日来申し上げておりますとおり、所有のところについて、銀行さんも含めて町全体の持続的な発展のために手を取り合って、様々な関係者がそこに入ったなかでの検討になっておりますから、そういった面でも、議員が御不安な点については、より安心できる方向へ向かっていけるものと思っております。必ずしも、以前のそういったところまでわざわざ確認しないとという、町自身が確認しないとということからは、少し局面が変わってきているということは昨日から共有させていただきました。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

ほかの自治体でSPCで行う場合は、投資家の証明的になることとか、残高や身元の確認なども基本協定書に入れている自治体もあるので、そういったことを今回の件もぜひ考えていただきたいなと思っていたのですが、昨日のお話から大分いろんなワードが出てきて、この質問でいいのかというのがいろいろ悩んでいるところなのです。この流れの中でお伺いしたいのですが、斜め上の解決策、AでもBでもない局面といった話の中で、(株)イントランスとの協議は、まだ現在も引き続けているという認識は変わりないでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

10月に基本協定書を締結し、交渉についてはこの度進めてきておまして、そこに今、チームアップした状態になっているということを昨日来お伝えしております。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

チームアップのお話も伺っているなかで、栗原議員の答弁の時に、3者で会議をしているといったようなことがあったのですが、3者というのは誰になるのでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

3者で会議していると言ったことは無いです。会議はしておりません。ですし、現在、町は本件不動産取引、町の財産の所有を移そうという検討をしているのです。ですので、所有については、町、それから協力いただける方々と議論しているわけなのです。ですので、その運営のことまで議論している段階ではありませんから、所有のことについて、今こうやって様々な関係者が協力し合うなかで、力を合わせていっているというような状況でございます。それについては何ら問題がございません。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

私が聞き間違えたのかもしれませんが、所有についてプロの皆さんとお話されているということなののでしょうか。関係者の方に判断できるように見せてくれよとお話しているという答弁があったかと思いますが、この判断は、誰が町に向けて何を見せてくれるのでしょうか。何の判断を。どういった内容なののでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

少々混乱しているようですので整理いたしますと、先ほどから申し上げているとおり、今、所有について交渉先企業と協議をしている段階です。この中身というのは、ビジネスプランの継続性がある、実現性が確かなものかどうか、そして、皆様が御懸念のこと、環境のことや生活が守られるか、雇用が守られるかなどなど、そういったことについて、良い方向であるか

といったビジネスプランの全体、そういったことを含めて、また、資金のことについて、町としては確認をしたい状況であります。今、それはビジネスの話ですので、当然、当事者の皆さん方が力を合わせて考えてもらわなければいけない。それを町が総合的に評価させていただいて、町民の皆様が安心できる方向へ売買契約に結び付けなければならないという、町としてはそういう立ち位置ですから、そういったところで申し上げたところでございます。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

お察しのとおり非常に混乱してしまっていて。銀行というワードも何度も昨日から出ていますし、局面が変わったなどと言われると、かなり混乱しています。ただ、㈱イントランスさんとの協議は続いているという点は変わらないというのと、そこに銀行なり、何かなりが入ってきてお話しされているということなのですかね。その判断を町が待っているということなのでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

そうです。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

町としての判断というのは、今どうなっているのでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

町としての判断は、今しておらない状況です。この方々が安心して不動産をお任せできるのかというところの判断は、まだ交渉段階でありますから、しておらない状況です。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

交渉されているのはサヴィルズ・ジャパン㈱さんでよろしいのでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

今、基本協定を締結して、交渉先企業と交渉しているというのが基本的なラインです。そこに今、町民の皆様様の様々な元々あった懸念をより安心するようなかたちにするべく、様々な方がそこに加わってきている状況です。私は本来、町民説明会でも申し上げましたとおり、そういうかたちになっていくだろうと思っていましたので、議論の進捗としては、着実に進んできていると思っています。想定している流れで進んできていると思っております。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

想定している流れが私は余りまだ理解できていないので申し訳ないのですが、最初からこうなると思っていた的な面というのが全く見えないのですけれども、もう少しその辺りを説明していただけますか。

議長（風巻光明）

質問は、A社の購入という通告が入っているので、ずれていないかなと議長判断ではそう思いますけれども、いかがですか。

町長。

町長（桑原 悠）

想定している流れはどんなところだったかという御質問でよろしいでしょうか。基本協定を締結して、ビジネスプランを確たるものにするわけですけれども、それには議員が先ほどからお話ししているとおり、資金の確保、あと、その資金の確保の裏付けとして、ビジネスプランがしっかりしたものであるかどうか、その具体的な協議をしなければならないわけなのです。それをしているのと並行して、町との連携、町民の皆様様に受け入れてもらえるような企業でないと、商売としては地域でうまくいきませんから、そういったことも当然想定をしてもらって、どういう連携をしていただけるのか考えていただいています。話をしていくなかで、いろいろな方が携わらないと再生しないものだというのは当然のことかと思っておりますので、いろいろな方がそうやって連携して動いてくるようになってきているという意味です。そこには、所有の面について、また、将来的な町全体の振興について、銀行さんなども関わってくださるようになったり、また、法律のプロフェッショナルであったり、サヴィルズ・ジャパン様、従来からの方々や、この周辺地域のこういった経験をお持ちの方などなどのプロフェッショナルな皆様ビジネスの話をされている状況であります。町としては、それを町民の皆様様に安心できる状態にしてもらいたいと思っておりますので、今、その状況を段階的に説明できるような状態にするために待っているという状況です。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

ありがとうございます。

4点目のほうにいかせていただきます。今までどういった言葉が出たかというところだけ先にお話しさせていただきたいのですけれど、5月23日の臨時議会の際、「契約がうまくいかなければ支払いの必要は無いと当初から説明があったが、説明に変化はないか。」といった質疑があったのです。この当初からというのは、私たちも5月23日の前から、そのように説明を受けていたという流れがありました。これに対して副町長は「契約ができない場合は、支払いは無しという話を伺っている。」と答弁されています。この話の流れですと、協定書の締結が成功と捉えている議員はいなかったのではないかと思いますし、それぞれの討論の中でも、「新規事業者につなげることができなければ支払いの必要は無いとされており、協託金の性質のようなもの。」という発言があったなかで、やはり売買契約が成立することで支払われるものという認識の下で議会で可決につながっていると思っております。この答弁の意図が変わってしまっているということに関してはどう捉えていらっしゃいますか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

先ほど、町長答弁のあったとおりでございます。当然、サヴィルズ・ジャパン㈱の方から議員さんもお聞きしたかと思えます。そういうお話で、成功報酬的なもので契約を結んでいるというところでございますが、サヴィルズ・ジャパン㈱さんに瑕疵が無ければ、当然、町としてもこれは支払義務が入ってくるのかなというところは以前からも同じでございます。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

その言葉は難しいですけれど、認識がずれていたのではないかと。あの臨時議会で可決になりましたが、契約が成功した場合は支払われるという内容、そういう認識の下で可決されていると思っております。あの時にそれが違っていたのであれば、あのタイミングで言う必要があったのではないかと思いますし、もちろん、業務委託型成功報酬といった話も理解していますけれど、支払うか支払わないかということと、ここまでやったからということが同じ意味になってしまうのかというのは少し疑問があるのですが、いかがですか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

当局としては、町長の答弁のとおりでございます。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

あの答弁で間違いなかったということによろしいでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

はい。そのように認識しております。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

私は余りそのとおりだとは思いませんでした。ですが、そのようならそれでいいのですが、両者合意の下、契約変更となったということですが、どのような内容に契約変更になったのか、少し教えていただけますか。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

サヴィルズ・ジャパン(株)さんとの契約変更の御質問と思っています。あれでしょうか、議員がおっしゃっているのは、昨年度から新年度にまた移ったということの中身の変更ではないでしょうか。それとも、今年の部分のこと言っているのでしょうか。そこを1点、確認させていただければと思います。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

協定書締結の質疑があったと思うのですが、その中で契約変更の話が書いてあったと思うのです。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

すみません、今ほどの御質問は、サヴィルズ・ジャパン(株)さんとの業務委託契約書、当初、私どもは6月1日に委託契約をサヴィルズ・ジャパン(株)さんとしております。その委託業務の内容についてはお示しをさせていただきました。(1)から(8)までというところでサヴィルズ・ジャパン(株)さんのほうにまずお願いしているのは、本不動産及びその運営会社の経営状況に関する分析・提案及び調査・助言業務、その他8号までございますが、その中身について、私どもとしては、6月1日で契約をしているということになっています。議員のおっしゃっている、この業務契約の中身が変更されたという部分が私のほうで理解できませんので、もう少し御示唆いただければ有り難いなと思っています。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

すみません、説明不足で。例えば、協定書の締結及び不動産売買の締結であるというところは、その文言はそのままなのかという点だったりとか、契約の期間が9月末だったのを延ばしたとか、そういった変更が行われたということはあるですか。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議会のほうにも9月26日でしょうか、お示しをさせてもらっておる、ニュー・グリーンピア津南の再建に向けた基本協定書のことを議員はおっしゃっているのでしょうか。それは(株)イントランスとではなくて、サヴィルズ・ジャパン(株)の話でしょうか。大変申し訳ございません。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

すみません、ちょっと私が準備不足で混乱させてしまったかと思うので、そこは今回は後で私も調べ直して、またお伺いします。

今回、財政の面だとか、そういったことでいろいろ御苦勞されたり、考えていただいたりしていると思うのですが、町民にとっても、この物価高などなどで非常に苦しいなか、絞り出しているお金ということではあると思うのです。安心して仕事をしてもらいたいという面も分かるのですが、これが本当に万が一ですが、うまくいかなかった場合でも支払われると

ということが、結果的に町民がむしろ不安になる要素になってはいませんかというのが少し気になっています。せめて業務が完了した部分だけは支払うなどといった内容に変更するというのはできないでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

今のニュー・グリーンピア津南施設に対する財政負担、町負担の大きさ、また、今後の見通しの大きさ、また、その一方で現行事業者による経営の困難さ、そういったところがこのまま続いても、町経済全体にとって困る事態になります。そういったものから、この度、町としては町民の皆様のために脱却をしなければならない。そういった意味で、今回の取組は有意義な取組だと思っております。また、この度のことにつきましては、国の交付金の交付決定も頂いております。町財政に悪影響を与えるような状況とは現時点になっておらないところであります。ぜひ、この取組をしっかりと解決に向かわしめることが今後の町財政全体にとっての負担を減らしていくことにつながりますから、より大きな視点で議員からも見ていただければと思っております。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

ぜひ、そのようにしていきたいと思えますし、これをただ払って終わってしまうような事態にならないようにと本当に心の底から思っていますので、また引き続き、色々な議論が交わされるような状態にしていきたいなど、させていただけたらと思います。

2点目の今後の話的なところは、先ほどかなり話してしまったのですが。局面が変わっている、皆が安心できるかたちにしていきたいということでは、今のところ、言葉は出せない状況なのだと思います。先ほど、下に行って確認しなければならないと言っていたのですが、今分かる時点で変わったスケジュールというのはあるのでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

現時点でスケジュールが変わっているということはありません。先ほど申し上げましたとおり、全社が、全社というのは全員が、これ以上、金銭面での傷口が広がらないように、また、関わっておられる方々の生活が不安定になったりしないように、そういった意味で、この度のことにつきましては、決して先送りはできないものと町としては深刻に捉えておるところでございますので、皆様と力を合わせて、より良い方向に見出していただければと思っております。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

こういった流れというか、少し細かい話を議会としていつ頃聞くことができるのかということも、まだやっぱり分からないでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

現時点におきましては、町の意見だけで発言させていただくことは控えさせていただかなければならない状況です。

議長（風巻光明）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

ありがとうございます。今日のことを踏まえて、どういったように伝えていくべきかも少し悩みますけれど、また分かった時点で早い段階で議会のほうにもお示しいただけると、より良いお話合いができるのではないかと思いますので、ぜひ、その辺をよろしくお願いいたします。以上で一般質問を終わります。

議長（風巻光明）

換気のため2時10分まで休憩いたします。

—（午後1時58分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後2時10分）—

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

8番、江村大輔です。

この度の質問は、主にニュー・グリーンピア津南の民間譲渡に関わる、これまでの経過から、町当局が議会との関係をどのように考えているのか。また、11月上旬に議員へ示されたA案・B案の購入意向書及び基本協定書のことについて、議員としてチェック機能を果たすため、事実を確認したく、一般質問をさせていただきます。

1. 大きな1点目。ニュー・グリーンピア津南の民間譲渡に関わる当局と議会の関係について。

- (1) 10月8日付け、「ニュー・グリーンピア津南の再生に向けた基本協定書（案）」に関して、町議会として26項目の質疑事項への回答を求め、10月10日に議員へメールで回答がありました。当局は、その日のうちに基本協定書を締結しましたが、議会の質疑事項にしっかり向き合った上で、協定書を締結するべきではなかったのでしょうか。
 - (2) 同じく質疑事項の回答要望の中で、臨時の全員協議会等での説明会の開催を検討するよう要望しましたが、11月10日になった理由は何でしょうか。また、当日は説明もなく質疑の時間だけだった理由は何でしょうか。
 - (3) A案・B案の購入意向書を開示してほしいと議員から再三要望があり、11月6日にようやく開示されましたが、その前に住民が知っていたという事実はあるのでしょうか。
2. 大きな2点目。ニュー・グリーンピア津南の購入意向書及び基本協定書の中身について。
- (1) 11月10日に開催された購入意向書の議会への説明会時に、A案は㈱イントランスとサヴィルズ・ジャパン㈱が一緒に作っていたとの発言がありました。行政として公平・公正に欠いた進め方ではないのでしょうか。
 - (2) A案で外資系ホテルオペレーターと協議しており、期間が黒塗りになっていますが、既に開示されているのでしょうか。
 - (3) A案の5年間の損益予測をどのように評価したのでしょうか。
 - (4) ㈱イントランスが購入意向書を提出して、基本協定書の締結を行いました。売買契約は町とSPCとが結ぶことになっています。㈱イントランスと基本協定書を結ぶ意味が無いのではないのでしょうか。また、基本協定書になぜSPCについて記載されていないのでしょうか。
 - (5) 基本協定書の有効期間には、不動産売買契約に基づき、本物件の所有権が㈱イントランスに移転した日を周期とするという期間になっています。この記載だと㈱イントランスがニュー・グリーンピア津南の所有権を持つことになりませんが、間違っていないのでしょうか。
3. 大きな3点目、第6次津南町総合振興計画後期基本計画について。
- (1) 前期基本計画の評価をどのように捉えているのでしょうか。
 - (2) 後期基本計画に大きな見直しはあるのでしょうか。また、進捗の状況はどうでしょうか。

以上、大きく3点を町長にお伺いします。

壇上からは以上です。

議長（風巻光明）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

8番、江村大輔議員にお答えいたします。

大きな1点目、こちらもニュー・グリーンピア津南の民間譲渡に係る当局と議会の関係に関する御質問の1点目、「10月8日付け「ニュー・グリーンピア津南の再生に向けた基本協定書

(案)」に関して町議会として26項目の質疑事項への回答を求め、10月10日に議員へメールで回答があった。当局はその日、基本協定書を締結したが、議会の質疑事項に向き合った上で協定書を締結するべきではなかったか」についてお答えいたします。

町と㈱イントランスは、10月10日に「ニュー・グリーンピア津南の再生に向けた基本協定書」を締結いたしました。この協定書締結については、議員への丁寧な説明が必要と判断したため、既に9月26日に説明を行っております。これに対し、締結前の10月8日に議会からの質問事項として、26項目もの回答が求められました。これらの質問については、町弁護士等も含めて法的解釈も整理したなかで、なるべく分かりやすく回答させていただくことができました。町といたしましては、皆様からの御質問には、これまでも真摯に対応させていただいてまいりましたが、交渉先企業との基本協定締結前に回答することが様々な事務や調整等を行うなかで、精一杯の対応であったということは御容赦いただきたいと思います。

2点目、「臨時の全員協議会等での説明会の開催を検討するよう要望したが、11月10日になった理由は何か。また、当日は説明もなく、質疑の時間だけだった理由は何か」についてお答えいたします。

質問事項については、全て文書で丁寧に回答済みであり、かつ、この町の回答について不明な点があるなど議員からのお問い合わせはありませんでしたため、全員協議会等での説明はしておりません。11月10日に行った説明会は、議会や町民説明会で御要望いただいた双方の案の購入意向書について開示する準備が整ったこと、水資源等の条例案が準備できたこと、ニュー・グリーンピア津南の今冬のスキー場運営に係る指定管理者の応募状況に関する説明を中心にさせていただきました。26項目の質問事項につきましては、既に事前に文書で回答しておりますことから、時間の都合上、説明は割愛し、議員の御質問のみに時間を取らせていただいたものです。

3点目、「A案・B案の購入意向書を開示してほしいと議員から要望があり11月6日によりやく開示されたが、その前に住民が知っていたという事実はあるか」についてお答えいたします。

町民の方から双方の購入意向書についての情報公開請求があったことから、議会への開示前に住民の方が知っていたという事実はございます。一方、B案は、プライベートエクイティファンドである㈱プロスパーと現在の運営主体である㈱津南高原開発の合同案であるという属性から、当該事業者の関係者におかれてはB案の購入意向書を見たことがある住民の方がいる可能性を否定することはできず、また、行政としてはサヴィルズ・ジャパン㈱などの関係者との協議のもと、応募事業者に対しては等しく情報統制の旨、お願いした次第です。

大きな2点目、ニュー・グリーンピア津南の購入意向書及び基本協定書の中身に関する御質問の1点目、「行政として公平・公正に欠いた進め方ではないのか」についてお答えいたします。

先ほども滝沢議員にお答えいたしました。今回、不動産仲介事業者サヴィルズ・ジャパン㈱からは、ニュー・グリーンピア津南を購入していただけたような企業について約40社当たっていただきました。関心を持っていただいた企業の訪問時には、ニュー・グリーンピア津南の概要だけでなく、リゾートとしての再生可能性の提案、運営体制、資金計画など、資料を事前に作成した上で動いてもらっており、サヴィルズ・ジャパン㈱の制作した資料は、公平に全社に展開されております。その後、応募のあった2社のうち、交渉先企業はサヴィルズ・ジャバ

ン㈱)の作成した資料を重視しながら検討、資料作成を行い、他者は独自色の強い検討、資料作成を行った結果ということと理解しております。

なお、評価は、応募事業者へのヒアリングやディスカッションを重ね、購入金額、実績、ビジネスプランといった面から行っておりますので、資料の見目や表面的な中身で結果が左右されるようなことではありません。

2点目、「交渉先の案で外資系ホテルオペレーターと協議しており、期間が黒塗りになっているが、既に表示されているか」についてお答えいたします。

期間については、開示されていません。

3点目、「交渉先の5年間の損益予測をどのように評価したのか」についてお答えいたします。

先日、議会にもお示ししたとおり、ニュー・グリーンピア津南施設の民間譲渡先、優先交渉権付与評価書の各項目の評価により、総合的に評価し、実行可能性のほうが高いと判断いたしました。ただし、事業計画の詳細化などは、昨日来申し上げておりますとおり現在進めている最中であり、どの程度実行されるかについては、その動向に依拠するものと考えます。また、B案との比較において、基準、プロセスを揃え、等しく評価されるよう努めております。

4点目、「㈱イントランスが購入意向書を提出して、基本協定書の締結を行ったが、売買契約は町とSPCとが結ぶことになっている。㈱イントランスと基本協定書を結ぶ意味は無いのではないか。また、基本協定書になぜSPCについて記載されていないのか」についてお答えいたします。

町としては、不動産仲介事業者であるサヴィルズ・ジャパン㈱や町弁護士とも協議し、専門的な知見やアドバイスを頂くなかで、今回の基本協定書を締結しております。結果、現在は存在しないSPCと基本協定書を結ぶことはできませんので、交渉先企業との基本協定書を締結したところです。

また、購入意向書については、できることの可能性と概要が記載されており、その実効性を高めるために優先交渉権を付与して協議を進め、その先の具体的な協議内容の方向性を基本協定書で整理させていただきました。SPCなどスキームに関しては、現在検討している運営ストラクチャーの中で決まってくるものと承知しています。現基本協定書に記載されていないことは問題にならないと認識しております。

なお、交渉先企業との今後の協議の中で、基本協定書にある事項は、何より町民が安心できる計画や運営体制等を更に検討した結果として、内容等に変更が生ずる可能性がございます。

5点目、「基本協定書の有効期間には不動産売買契約に基づき本物件の所有権が交渉先の社に移転した日を終期とする期間となっている。この記載だと交渉先企業がニュー・グリーンピア津南の所有権を持つことになるが、間違っていないか」についてお答えいたします。

現時点、こちらとはSPCを組成していないため、㈱イントランスという表記となっております。弁護士等とも相談した結果、その文言が今回の売買契約を締結するための重大な阻害要件にはなり得ないとの認識です。

大きな3点目、第6次津南町総合振興計画後期基本計画に関する御質問の1点目、「前期基本計画の評価をどのように捉えているか」についてお答えいたします。

まず、第6次津南町総合振興計画前期基本計画については、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略と一体として策定したものです。2014年からの国の地方創生の総合戦略を勘案

し、地方版として策定されたものです。昨年、10年間の国の地方創生が検証され、各地域、いろいろな取組で一定の好事例が生まれたものの、国内での人口の奪い合いとなり、人口減や東京圏への一極集中の流れを変え、国力を上げるまでには至らなかったと総括されたところです。当町の第6次総合振興計画は、その当時の国の地方創生の考え方を勘案し策定されたもので、併せて総括し、考え方を変える点が幾つかあると考えております。令和3年度から令和6年度末までの指標についての評価が出ております。112達成目標のうち、達成が38件、次年度以降達成予定が44件、達成困難が30件となっております。約7割が達成若しくは達成見込みであることは、これまでの取組について一定の評価ができる一方で、達成困難とされている指標については重く受け止める必要があります。未達成の要因として、人口減、高齢化、人手不足が挙げられている項目があり、この度の後期計画では、その環境変化や自治体間の関係の在り方の変化、すなわち自治体間連携、最適な機能分担なども踏まえ精査し、考え方を変えていく必要性があると捉えております。

2点目、「後期基本計画に大きな見直しはあるか。また、進捗の状況はどうか」についてお答えいたします。

総合振興計画は10年計画となっており、半分を経過した5年で見直しを行っております。令和3年度から令和7年度を前期、令和8年度から令和12年度までを後期として位置付けております。今年度、後期計画の策定を行うために、現在準備を進めております。前期とのつながりも必要な一方、先ほど来、申し上げております環境変化など、考え方を変える必要性がありますことから、対策を変更していくこととなります。10年の計画を立てた令和2年度には、担当部署に捉われない横断的なチーム編成として多角的に計画を立てましたが、今回、その見直しと指標達成のための実効的な見直しを行う必要があることから、後期計画の見直しでは、担当部署を中心としたチーム編成で実施する予定です。進捗については、町民公募が終わり、チーム編成を行うところまで進んでおります。各課長等をリーダーとしたチームで前期の評価と対策を事務レベルで協議したのち、町民の方や有識者を交えた協議を行い、年度内に終了させる予定で進めております。

以上です。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

それでは、大きな2点目のほうから行きたいと思います。

大きな2点目の1点目です。（株）イントランスとサヴィルズ・ジャパン（株）が一緒に作っていたという発言があったということは同じ場に町長も副町長もいたと思いますが、A案のどの部分を（株）イントランスとサヴィルズ・ジャパン（株）が協議しながら作ったと町は認識しているのか教えてください。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

ニュー・グリーンピア津南の購入意向書についてということでございます。11月10日の説明会の時に、私どもが議員の皆さんに、A案・B案ということで御説明をさせていただいたと思っております。うちのほうの説明の中で、サヴィルズ・ジャパン(株)さんが(株)イントランスさんのA案と一緒に作っていたというような発言があったということなのですが、私ども当局とすると、これは先ほど町長答弁にも少しございましたが、サヴィルズ・ジャパン(株)さんは、このニュー・グリーンピア津南の購入等々について、不動産仲介事業者という専門的な立場からずっと関わりをいただいております。そういったなかで、今般、A社・B社、あえてA社・B社と言いますが、A社の(株)イントランスさんから手を挙げていただいたというところがあります。そういったなかで、そこに行くまでに、恐らくサヴィルズ・ジャパン(株)さんと(株)イントランスさんとの間でいろいろな購入意向に係っての御相談、協議しなければいけないところがあったのだろうというふうには思っています。そういったなかで、いろいろな必要な書類の作成等々もあったのかなと思っております。ただ、私どもが頂いているのは、あくまでも(株)イントランスさんのほうから。購入意向書については(株)イントランスさんのお名前です。町のほうに提出をいただいているということでございますので、結果的には(株)イントランスさんから購入意向書を提出していただいたというふうな認識ではあります。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

サヴィルズ・ジャパン(株)が(株)イントランスの意見を聞きながら、ストラクチャーも作り上げていくということはあるという話をその場でもしていたので、そういうことも一つあるのだろうなど。ストラクチャー図自体もサヴィルズ・ジャパン(株)が作っている。(株)イントランスと協議しながらではあると思うのですけれど。そのなかで、サヴィルズ・ジャパン(株)と(株)イントランスというのは、実際にこの2社はどのような関係なのでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

我々の代理人として、不動産仲介業者であるサヴィルズ・ジャパン(株)と、意向書を提出した(株)イントランス、その関係だけでございます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

これまでにサヴィルズ・ジャパン(株)と(株)イントランスがビジネス上のつながりがあったのか、それは町として調べた経過はあるのか、教えてください。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

町として、サヴィルズ・ジャパン(株)と(株)イントランスの今までのつながりを調べた経過はございません。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

先ほどの答弁でもあったのですが、サヴィルズ・ジャパン(株)のほうからの情報は、A社・B社ともに全く同じ情報が開示されていたというふうに認識してよろしいのでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

当初、40社にお声掛けをしたので、全社に資料が展開されています。というのも、今、全国でリゾートの再生案件があふれておりまして、検討の土俵に上げるには、そういった不動産仲介事業者、私、これまで従来の答弁ではアレンジャーという表現をしたこともありますが、そういった方々による資料作成というのは必須であります。購入希望、この度の応募していただいた方々、また、検討まで至った方々については、その資料を基に検討されているかと思っております。ただ、この度、一方のB社につきましては、御自身で独自で調査されるという意向でありましたので、それを使う必要がなかったというところかと思っております。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

一つここで確認をさせていただきたいと思います。サヴィルズ・ジャパン(株)を選んだ経過なのですが、まず、町長が(株)良品計画の方から情報を得て、十日町市の方を紹介されて、その十日町市の方からサヴィルズ・ジャパン(株)を紹介されて、難しい案件であって目的が競争入札に適さないということで、随意契約で業務委託をしたという経過で間違っていないか、誤りがあれば訂正をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

おおむね間違いはないかと思います。そういった方々がいなかったら、成り立たない仕事であったというふうに思います。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

それは私も同感です。今ほど、その前の答弁で町長も言っていましたが、最初の330万円で運営管理支援業務委託を結んだ時に、41社を対象にサヴィルズ・ジャパン(株)さんがマーケティングをしているのですけれども、この41社の中にA社とともにB社も含まれていたのでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

それはちょっと分かりません。そもそもサヴィルズ・ジャパン(株)社としては、契約を締結するということにインセンティブがあるのであって、全ての関係者について公平に扱い、また、その契約を成立させることで費用を得られるわけですから、特別にどちらかに肩入れをしたというインセンティブはそもそも無いところです。ですので、その過程の中で、独自でBと言われている(株)プロスパー及び(株)津南高原開発については、独自で手を挙げてこられ、また、それを先ほど来申し上げておりますとおり、公平に基準プロセスを揃えて等しく評価される必要性がありましたため、全てサヴィルズ・ジャパン(株)を通して入札の窓口となってもらったところです。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

提案内容については先ほども答弁にあった、再生可能性の提案ですとか、運営体制、資金計画、資金繰りのことなのですけれども、資金計画をサヴィルズ・ジャパン(株)が作成して、41社にマーケティングをしたということで間違いないでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

どこまでの具体性のあるものだったかはともかく、おっしゃるとおりで間違いはないと思います。ただ、お声掛けいただいた 40 社の中でそれぞれカラーがあるわけですので、そういったものを踏まえて検討をされたものと思っています。

議長（風巻光明）

8 番、江村大輔議員。

（8 番）江村大輔

もう一度確認ですけれど、その中で B 社は独自に調査をするということは、サヴィルズ・ジャパン(株)さんが作った提案内容は B 社は持っていないということになるのでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

それについては、私は確認はできないところです。ただ、先ほど来、申し上げておりますとおり、事業者としてのインセンティブの観点からは等しく公開する動機があったと思っております。

議長（風巻光明）

8 番、江村大輔議員。

（8 番）江村大輔

先ほどの町長答弁でもあったように、11 月 10 日にサヴィルズ・ジャパン(株)のほうからも、サヴィルズ・ジャパン(株)は(株)イントランスと、その時に出ていた名前ですけれど、IHG 側に別々に話をしているとか、IHG のビジネスプランについては B 社に示していないとか、サヴィルズ・ジャパン(株)は A、B、C といろいろなやり取りがありますというふうに本人たちが言っていました。ここまでは探してもらおうとかマーケティングしてもらおうという一連の流れではあるのですけれど、この今のやり取りの次に、優先交渉権を決めるまでの過程の事実確認を公平・公正に進めたかを確認したいのです。優先交渉権を決める際に、課長会議なのですが、評価書はサヴィルズ・ジャパン(株)が作成したと、私は課長会議の復命を頂きました。その復命にはサヴィルズ・ジャパン(株)が評価書を作成したと書いてあるのですけれども、サヴィルズ・ジャパン(株)が評価書を作成したので合っているのでしょうか。課長会議の時に説明したものです。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

最初の評価書について、先般からお答えをしているとおり、課長会議のほうにそれを町側として提出したというようなことで記憶をしております。その時に評価書ということで、A社・B社で出てきたものを、まず、一旦はサヴィルズ・ジャパン(株)さんが専門的な知識・知見を持ったなかで評価したものが最初に課長会議に示されたかなと思っております。そのなかで、またいろいろなA社・B社、その時はまだ概要というようなことではございましたが、その辺りのものを紙ではなかったのですが、課長の中で確認をしたかなと記憶はしております。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

当たり前な話を再度聞くのは申し訳ないのですが、その時に優先交渉権の付与の考え方について課長会議で話をしたと思うのです。その評価書はサヴィルズ・ジャパン(株)が作って、説明もサヴィルズ・ジャパン(株)がしたということでしょうか。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

その時にサヴィルズ・ジャパン(株)さんの評価もあったり、それを受けての町の評価、これは皆さんのほうにも評価書を渡してありますが、サヴィルズ・ジャパン(株)の評価もあったり、町の評価もその時にあったかと思っております。ただ、その中身が町のほうのところについては、まだ精査が十分まともでないというか、課長会議を経てから、またしっかりとした評価書、町としての評価書を作るということにいたしましたので。まず、サヴィルズ・ジャパン(株)の評価があって、それを受けて課長会議にお諮りをし、意見を求め、そこでも確か幾つかの意見が出たかと思っております。そういったものを含めて、町としてA社、(株)イントランスについての優位性といいますか、そういったものを確認するなかで、最終的に議会にお示しをしたサヴィルズ・ジャパン(株)、町、町の評価したものの評価書が出来上がっていった、そんなプロセスだったかと思っております。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

遠くて見えないかと思いますが、A3のこの評価書だと思います。 —（江村議員、資料を提示。）— この町評価の内容というところが、課長会議の復命を私が頂いて確認した時に、候補者の優位性の町記述はされていなくて。これは復命書に書いてあったのです。その後、総務課で作成して、課長会議で確認することになったと書いてあるということは、まず最

初の、最初というか優先交渉権を決定する時には町の評価は書いては無く、サヴィルズ・ジャパン(株)の評価をサヴィルズ・ジャパン(株)が説明したのではないかなというふうに捉えられるのですけれど、それでいいのでしょうか。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今、議員がおっしゃったとおり、第1回目の会議と第2回目の会議があったかと思っています。今、私が申し上げた、議員にお答えしたところは、第1回目の会議であったかと思っています。先ほど申し上げたとおり、まだ町の評価は作成をされていないというか、精度が高まっていなかったものですから、課長会議の御意見も踏まえたなかで、議員が先ほどお見せいただいたところの町の評価、こういったものを総務課の担当のほうで作り上げていったということになります。そこについても確認はさせていただきます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

第1回目か2回目か、確かに私も分からなくて、7月3日にあった課長会議でA社に優先交渉権を付与するという結論になっているので、第1回目の時に決まったということになっていると思います。その資料をサヴィルズ・ジャパン(株)が作ったもので、サヴィルズ・ジャパン(株)が説明してということになっていくのですけれど。優先交渉権を決める課長会議で、評価書ではA案のほうが評価が高くて、サヴィルズ・ジャパン(株)さんの各評価項目における専門的な知見が大きな判断の一つであったというふうに復命にはあるのですけれども、それも間違いないのでしょうか。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

大変申し訳ありません。私の記憶も。今答弁をさせてもらったのですが、1回目の中で、議員が先ほど来、おっしゃっているところで、一番最初のもは当然サヴィルズ・ジャパン(株)さんです。先ほど申し上げましたが、評価書を頂いて、サヴィルズ・ジャパン(株)さんのほうから専門的な知見をもってして、これこれこういう評価だった。AもBも。先ほど来、お話をしているように公平・公正にジャッジをしたなかでのものだったかと思っています。すみません、先ほど私がサヴィルズ・ジャパン(株)さんがそこにいたというようなお話をしてしまったのですが、もしかしたら私の記憶の誤りで、そこにいなかったということで、今、課長に聞いてみたのですけれども、いなかったかもしれません。ですので、その中で出てきたサヴィルズ・ジャパン(株)さんの評価書を元に、まずは町、あるいは総務課のほうで、各課長に説明を申し上げた

ということが正解のところになるかもしれません。私が先ほど、そこにサヴィルズ・ジャパン(株)さんがいたという、私がおの時に席を一旦外してしまっているものですから。その記憶もきつと課長会議の復命をお渡ししたところには書いてあると思うのですが、曖昧なものですから、申し訳ありません。訂正をさせていただければと思います。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

きつと訂正ではなくて、二つの課から私はもちろん復命書を頂いているわけで、サヴィルズ・ジャパン(株)さんが説明したと書いてあります。両方から。なので、サヴィルズ・ジャパン(株)さんが説明しています。その場で。なので、いいのです。別にここがどうかということではなくて、私はただ公平・公正にやったかどうかを確認したいだけなので。サヴィルズ・ジャパン(株)さんが来ていて、これはもう一度、自分自身も皆さんも整理していただきたいのですけれども、町長が人からの紹介を経て随意契約をしたサヴィルズ・ジャパン(株)がマーケティングの際に提案した内容を、(株)イントランスさん、A社は購入意向書としてサヴィルズ・ジャパン(株)と一緒に作って、優先交渉権の判断の資料はサヴィルズ・ジャパン(株)が作って、重要な判断の課長会議にもサヴィルズ・ジャパン(株)が加わって説明して、(株)イントランスに優先交渉権を付与したという経過で、今のやり取りはいいでしょうか。なおかつ、B社は独自にしていたということは、B社は今のようなサヴィルズ・ジャパン(株)さんからの情報というのがどこまであったかというのは町長は分からないとは言っていましたけれども、今のでどうでしょうか。まずは聞きたいです。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

そうですね。そうではないのではないかなと思うところが多々あって聞いていたのですけれども、評価というのは応募事業者へのヒアリングでしたり、また、ディスカッションを重ねて、購入金額、実績、ビジネスプランといった面から行っております。ですので、一方的なそういったところの観点とか、あるいは見た目的なところで結果が左右されているということではないです。日本語で評価というと、良い・悪いと捉えがちですけれども、客観的にファクトを並べていくと、皆さんの頭が整理されてくるということですので、サヴィルズ・ジャパン(株)が良い・悪いを言ったわけではなくて、ファクトを並べていくと、それぞれ皆、これに関しては、購入金額に関してはこっちだし、皆さんに御説明したとおりなのですけれども、そういったところで評価が行われております。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

(8番) 江村大輔

今日は丁寧に私も理解したいので、今ほど町長がそうではないところがあるというふうに、私と総務課長なりのやり取りを聞いて思ったのは、どこか教えてください。

議長 (風巻光明)

町長。

町長 (桑原 悠)

基準プロセスを揃えて等しく評価されるように進めてきております。

議長 (風巻光明)

8番、江村大輔議員。

(8番) 江村大輔

それは私のどの発言がそうではない、今、そんな発言をしましたかね。

議長 (風巻光明)

町長。

町長 (桑原 悠)

話の流れを、ある意味一方的にとりますと、全部私がやったとか、あるいは全部サヴィルズ・ジャパン(株)が仕立てたというようなことに捉えられがちではないかと思うので、そうではないですよと私は言いたかったのです。私たちは最後まですごく悩みました。悩みましたし、皆さんにも御相談を差し上げた経過は何度もあったかと記憶しています。そういうことのなかで、あくまでも私たちは、自分たちで大規模な不動産取引の知見を持たない、力量が無いものですから、不動産仲介事業者が間に入って、基準プロセスを揃えて、等しく評価されるよう窓口を一本化したというところであります。ですので、不正の無いように、また、ダンピング等の無いように、非常にそういったところで公正かつ適切に進められたプロセスでありまして、こういったところについては改めて御認識を等しくさせてもらいたいと思っております。

議長 (風巻光明)

8番、江村大輔議員。

(8番) 江村大輔

私も今の町長の答弁で、そう捉えられるような私の言い方も申し訳なかったのかもしれないですけども、今、等しく一緒に理解したいというのは私も一緒に。なので再度言いますけれども、今、この一般質問のやり取りで、町長が人からの紹介で随意契約をしたサヴィルズ・ジャパン(株)がマーケティングにまず提案した内容があるというのは事実としてあったと思いますし、その提案した内容を今度はA社側は購入意向書として参考にしながらサヴィルズ・ジャパン(株)と一緒に作ったというふうに言っているのです、それを作って出している。でも、出

したのは㈱イントランスさんだということも分かります。この優先交渉権の判断の資料もサヴィルズ・ジャパン㈱さんが作ったというふうになっているし、答弁ありましたし、その重要な課長会議の時にもサヴィルズ・ジャパン㈱さんが加わっていたということも分かって、説明もサヴィルズ・ジャパン㈱がして、なおかつ課長会議での評価の重要な一つに専門的知見を持ったサヴィルズ・ジャパン㈱さんの評価が判断の一つだったというふうになっているという。ただ私は事実を確認してやっているだけなので、別にサヴィルズ・ジャパン㈱さんが悪いなんていうことは一つも言っていないで、その事実であっていますかというのを聞いているだけです。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

おおむね合っておりますが、そこで付け加えさせていただきたい重要な観点があるのは、サヴィルズ・ジャパン㈱にはインセンティブがあって、それは契約を締結しないと支払いが行われないというところがあります。ですので、どちらであっても契約を成り立たせるというところで動くのであって、実際そういったような立ち回り方をされておられたと思っております。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

私はやっぱりこの流れの中で、サヴィルズ・ジャパン㈱が中立的な立場でいたとは言えないのではないかと考えています。実際に。審査について、本来、独立した審査委員会で外部専門家を入れたとしても、利害関係の無い者をメンバーにして公開・公表されるものです。行政の審査というのは。以前、私も5月の説明会時だったと思うのですが、私のほうから町当局に対して、サヴィルズ・ジャパン㈱が提案の審査に入るのはやめた方がいいのではないかと、違う第三者を入れるべきではないかというふうに向った覚えがあります。ただ、町は、サヴィルズ・ジャパン㈱さんは今までこれだけがんばってくれていたので入れますというふうにはその時は回答いただいたので、いや、それでいいのかなというふうに記憶しています。このプロセスを今回、第三者を、外部専門家だったり利害関係の無い人をなぜ入れなかったのか。その判断はなんでなのでしょう。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

サヴィルズ・ジャパン㈱が町の代理人として当初から関わってきたなかで、一番知見を有していたのはサヴィルズ・ジャパン㈱というところがございますし、町長もその後、様々な団体等から意見を聞くなかで評価させていただいたところがございます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

その提案内容まで作っていたサヴィルズ・ジャパン(株)さんが判断の中に入っているということがなかなか理解が難しいなと思って。今、副町長が言っていることも理解はしようとはしますけれども、それを利用して購入意向書を出してきたところに優先交渉権を付与したとなると。その場に提案内容を作ったサヴィルズ・ジャパン(株)さんもいたと。これはやはり選定プロセスが公平に行われたと言い難い状態だと考えるのですけれども、問題に当たらないというふうに思っていますか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

先ほど議員が私に確認していただいたところから、少し考え方が偏っておられるように聞いておりました。先ほど来のお話を繰り返すしかないのですけれども、そもそも40社にお声掛けをしたという経過があるのです。それは、決して1社だけに偏って進めたわけではないという証拠です。40社当たって2社あったというところなんです。その40社の中には、この度の2社が入っているの40社なのだと思います。確認しますけれども。資料については、全社に公平に展開されます。それは当然かと思えます。今回、不正など、ダンピングなど、談合など、決して無いように非常に気を付けました。そのところの情報の統制については窓口を一本化して行うことの必要性について、ずっと御相談してきております様々な方々の不動産の御知見、それこそ南魚沼市の方々も含めて、どういう方々がそれに携わるべきかというところについては、あらゆる方面から様々な方に御相談申し上げて、将来、これが不正だったというところの無いようなかたちでまとめようと歩んできたところでございます。実際にこれの窓口が一本化でないととなると、非常に私たちも業務がパンクしていたと思えますし、様々な方が様々な意図を持って、私どもにアクセスしてきたものと思っています。中には、町民説明会でも申しあげましたとおり、この間、背景を伴わない方々が私のほうに来られる、そういった経過もあったところでございます。そういったところを防ぐため、身元の調査という意味でも、窓口の一本化というのは必要であったものと思っています。そういった意味で、そもそもそういったところを防ぐ必要があって、こういったプロセスで進んできたというところであるわけでございます。また、先ほど来申し上げております評価につきましても、それぞれの基準プロセスを揃えて、等しく評価されるよう努めて評価した結果でございます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

(8番) 江村大輔

窓口一本化は、私も窓口一本化をした方がいいなと思っているのですが、やはり今回のこの質問の趣旨は、公正・公平・透明性というところだと思いますので、このようなニュー・グリーンピア津南で、町全体で大事な案件になっているところなわけですね。そのなかで、町の名前は言わないですけど、きっとそこら中の自治体が同じだと思いますけれど、私が見たある西日本の町では、こういうプロポーザルなり提案のところでは審査委員会はしっかりと構成して、有識者を外部から入れたり、その中には町からは副町長だけが入って判断してもらうというのを、そこら中の自治体がやっているわけですね。それなのに、なぜこの大事な案件を町の課長会議で決めて、なおかつ、利害関係と言っていていかちょっと分からないのですけれども、その中にサヴィルズ・ジャパン(株)さんも入って判断したというのは、やはり審査の本来の独立した機関というふうにはなっていないと思うのです。これは公正・公平・透明性というふうに言えるのでしょうか。

議長 (風巻光明)

副町長。

副町長 (根津和博)

サヴィルズ・ジャパン(株)さんを利害関係者というのは、私はおかしいと思っております。公平にジャッジしているところをございまして、評価書を見ていただければ分かるのですけれども、提案書の内容をそのまま書かれたり、町長とA社・B社がヒアリングした内容等を書いてありまして、最終的に評価したのは町でございます。そこら辺は、私どもとしては公平・公正・透明性が担保されていると思っております。

議長 (風巻光明)

8番、江村大輔議員。

(8番) 江村大輔

副町長に再度確認なのですが、その提案書の内容の提案を作ったというのは(株)イントランスさんだけですか。

議長 (風巻光明)

副町長。

副町長 (根津和博)

最終的に(株)イントランスさんが出してきた提案書でございます。その提案書を校正する段階で、どのぐらいの情報をサヴィルズ・ジャパン(株)さんから仕入れたか分かりませんが、提案書を出してきたのは当然A社、(株)イントランスさんですので、そういうふうに認識しております。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

出してきたのではなくて、提案内容を作成したのはどなたかというふうに聞いているのです。サヴィルズ・ジャパン(株)さんが提案した内容があの中に入っているのであれば、作成したのはサヴィルズ・ジャパン(株)さんなのではないでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

提案書を作成したのは(株)イントランスさんでございます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

審査に町は問題が無いというふうには今のやり取りであるので、ただ、今回のこの進め方は、行政の内部の進め方としては、例えば、ほかのプロポーサルだったりをしているわけですよ、審査会を。なぜ、今回はそれを導入しなかったのかは、先ほどから落ちる答えが出てこないのですけれど。なぜ、この大事な案件で、そういう審査会というものを外部の方も入れてやっていないのか。別にサヴィルズ・ジャパン(株)さんが入ってもいいです。今、入っていて大丈夫だと。入ってもいいのですけれど。それ以外の人たちが入って、第三者の視点から、なぜ判断を今回しなかったのかはいかがなのでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

その時点においてはやっぱり利害関係もあつたりしますし、当時はまだニュー・グリーンピア津南さんを運営しているところでしたので、風評被害等も懸念されることから、このような審査体制としたところがございます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

(8番) 江村大輔

利害関係があるからこそ、公正・公平・透明にやらなければいけないのだと思うのですけれど、それを今回やらなかった。振り返ってみると、やったほうがよかったとは思っていますか。

議長 (風巻光明)

町長。

町長 (桑原 悠)

公平・公正、また、透明性のあるプロセスで進行してきており、また、結果的に町民の皆様が安心できる、喜んでくれる、町の長期的な発展につなげるといった大きな視点が必要です。そういった視点の中で、皆様が政治家として判断されるというところが大事であると思いますので、そのプロセスの色々なところについての御指摘は、今回そういった面もあるかもしれないという面も含めてお聞きはしますけれども、結果的に町民の皆様をどういう方向に導いていくか、幸せになっていただくか、そういったところに議員としてはお力添えをいただければと思います。

議長 (風巻光明)

8番、江村大輔議員。

(8番) 江村大輔

選定委員会の透明化や中立的な第三者による審査の義務化を、今回を機に町でしっかり定めて、公平・公正・透明性を確保していくという考え方はありますか。

議長 (風巻光明)

副町長。

副町長 (根津和博)

議員御指摘のとおり、公平・公正・透明性、それは一番大事だと思います。どのようなことができるか、検討させていただきたいと思います。

議長 (風巻光明)

8番、江村大輔議員。

(8番) 江村大輔

一番目の質問のほうもそうなのですけれども、津南町にとって大事な判断を議会としっかり議論して向き合っていくということをももちろん当たり前のように我々はしなければいけないところだと思いますので、住民の意見に心を傾けて、公平・公正・透明で信頼関係の下、一緒に悩み進めていくしかないのかなというふうに思っています。

1点目の質問の3番目のところです。今回のA案・B案もそうなのですが、重大な案件を判断する際に、議員には情報を知らせていないのに、住民が先に知ったという事実を町はどう受け止めているのでしょうか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

答弁で申し上げましたとおり、この度、一方の案が現在の運営主体である(株)津南高原開発が含まれておりましたため、その内容を見たことがある住民の方がいる可能性を否定することはできなかつたところです。したがって、行政としては、サヴィルズ・ジャパン(株)などと専門家との協議をさせてもらい、応募事業者に対しては等しく情報統制の旨をお願いさせていただいた次第でございます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

今の私の質問にちょっと合っていないのですが、それをした上で、議員より町民が先に知ったということなのですか、それをどう思いますか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

いわゆる情報公開条例に基づいて町民の方が申請したところでございますので、我々も条例に基づいて公表した、それまででございます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

議員が一般質問等で見せてほしいということは、そこには当たらないということですか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

条例にのっとってやるものでございます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

9月24日に議員の複数で、A案・B案の公開を要望書として、議会にA案・B案を出してくれという要望書を出しています。それについての回答はまだ頂いていませんが、住民からの情報公開請求で開示されたのと、議員が複数名で出してくれと9月24日に要望しているこの差も、今、副町長が言った、議会が情報公開請求を出さないと全てもう出さないということなのでしょうか。そんな議会と町との関係性なのでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

個人が出してきたのは、情報公開条例に基づいたものでございます。議員さんから何度も頂きましたが、そのときは、いわゆる守秘義務というところがありまして、出せる状態ではなかったというところがございます。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

情報公開請求はいつ見せたのでしょうか。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今ほどお話があった情報公開請求については、令和7年9月10日に住民の方から請求がございました。私どもの公開決定通知書につきましては、10月10日に公開決定通知ということでさせていただいています。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

もう最後になります。その10月中旬にもう見せたということで、その後、1か月後によく議員が見るということで、議員からも要望書が出ているのであれば、やはりしっかり議員と町、もうちょっと。両輪というふうな言い方もありますし、この度、議長が議長選の時に話をしたアクセルとブレーキの関係、議会と町が、なんかそういうのをしっかりやっていきまし

ようよ。私たちも皆、町が良くなるとういうことで、議員もいろいろ勉強しながらやっている
ので、行政が一体何を優先しているのか、ちょっと分からなくなってしまうところがあるの
で、一緒になって、町民の笑顔のために明るくなれるようにしていきましょう。

以上で終わります。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

本当にそのように思います。また、議員活動、私も経験がありますけれども、対行政という
お仕事の一方で、対町民というお仕事があります。特に議員の皆様は、多様な町民の声を取り
込む職責があると思っております。ぜひ、多様な町民の声、また、声なき声にも耳を傾けてい
ただき、それを行政にお届けいただきたいと思っております。

議長（風巻光明）

換気のため3時20分まで休憩いたします。

—（午後3時11分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後3時20分）—

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

それでは、通告に基づいて、大きく2点の質問をいたします。

用意した質問の前に、今、私の前で質問した江村議員の最後の質問に、住民が条例に基づい
た情報請求をすれば出すけれども、議員には幾らその手続をしなければ出せないと言われ
た。当局と議会の関係がそんなものかと、とても腹立たしくて、その腹立たしさのまだ延長で
質問をいたします。

1. まず1点目、ニュー・グリーンピア津南の進め方について伺うものです。

（1）売却先選定に関して客観的な判断の下、公正に評価されたか伺うものです。このこと
は、9月議会でも同様の質問をしておりますが、その後、A案・B案の購入意向書が開
示されたことにより、なぜA案が選ばれているのか、改めて伺います。

また、サヴィルズ・ジャパン(株)が以前から計画作成していた内容がA案として提出さ
れているなど、公正に評価されたとは考えづらいことが判明しましたので、改めて伺う
ものです。

（2）次に、今後、売買契約が3月に予定されておりますが、今計画は予定が遅れ遅れとな
ってきており、その度に町の持ち出しが増えてきております。なぜ3月まで延ばさなけ
ればならないか。それまでのスケジュールを明確に示していただきたいと思います。

今、ここに来て、町長は少し方向が変わったと。様々な人と様々な問題を様々な視点でというような、様々な繰り返しでしたが、それらも含めて3月までのスケジュールを明確に示していただきたいと思います。

- (3) さらに、この度、ニュー・グリーンピア津南再生を計画していますが、町長は、将来的に津南町の観光をどのように考えておられるのか、伺います。

協定書によると、目的の部分で、一層の観光遊客が見込まれる有数のリゾート施設に育て上げることが両当事者の目指すところと書かれていますが、世界有数なのか、日本有数なのか、県内有数なのかなど、規模も含めて全くイメージが描けません。再生後の観光ビジョン、その中でのニュー・グリーンピア津南の位置付けを町民にも分かるように示していただきたいと思います。

2. 大きな2点目です。地域公共交通の在り方について伺います。

- (1) 津南地域公共交通協議会でも毎年継続して協議をしておりますが、住民目線では公共交通、特にバスについては不便になる一方で、歳をとったら住んでいられなくなるという御意見を度々耳にします。町でもデマンド交通の範囲を拡大したり、福祉施策で一定の条件の方々へのタクシー補助の範囲の拡大等、取り組んでいただいていることは承知しておりますが、タクシー補助を拡大しても、現状、運転手不足によりタクシーが対応できないという事例も聞いているところです。公共交通が不便になると一番影響が大きい方々は高齢者であったり障害者であったりです。医療介護事業では、成り手不足対策として制度上、処遇改善加算等があったりします。また、町単独でも町単事業で、介護支援専門員、ケアマネージャーへの補助金などで対応してきています。これらを考えたとき、交通事業者への運転手確保支援事業が考えられないか、伺うものです。

- (2) また、新たな津南町民のニーズに即した交通手段を構築していかなければならないと考えますが、町長の見解を伺います。

壇上では以上です。

議長（風巻光明）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

11番、石田タマエ議員にお答えいたします。

大きな1点目、グリーンピア津南再生の進め方に関する御質問の1点目、「選定に当たり、評価書の内容等が公正に実施されたか疑問であり、見解を問う」についてお答えいたします。

ニュー・グリーンピア津南施設民間譲渡に関する優先交渉権付与については、7月11日開催の臨時全員協議会で、議員の皆様にご説明をさせていただきました。町は、評価に当たって、譲渡額や投資予定額及び地域経済への影響や、法令順守をはじめ、計画実現性と継続性を評価ポイントといたしました。具体的な評価項目としては、提示金額や金額の根拠、将来予算に係る「経済面での評価」、取引の座組及び町によるガバナンスに係る「提案ストラクチャー評価」、上場・未上場、事業内容、売上・規模、プロジェクト資金に係る「企業コメント」、提案した会社のホテル再生、リゾート再生、地方創生の関与、今後のプロジェクト、運営受託の

実績、海外ブランドホテルの誘致力に係る「実績面での評価」、「プロジェクト・リーダーの経験に係る評価」、ブランド、運営、改装に係る「ビジネスプランの評価」、町との連携、追加コンテンツに係る「アイデア評価」、「懸念事項に係る評価」の8項目について、公平・公正に評価をしたところであり、資料の見え方や表面的な中身で結果が歪められていることはありません。

また、優先交渉権付与に当たっては、町内団体代表者や課長会議でも御説明申し上げ、一定の御理解をいただくなかで、最終的には私が判断させていただきました。

2点目、「売買契約までの進め方」についてお答えいたします。

現在、基本協定書を締結した交渉先の企業が、売買契約書案の中味や、より具体的な将来的構想、事業計画案・運営スキーム・資金調達などの方法について、様々な関係者と共に前向きな協議を進めている段階です。

なお、売買契約案については、3月の臨時議会において、財産処分に係る議会審議、議決をお願いする予定であることから、可能な限り早い段階で議会にお示しできるよう、継続して準備を進めてまいります。町といたしましては、町民の皆様が安心できるかたちでの再生に向けて良い方向で議論を進めておりますので、予断を許すことなく、この度の進捗について、見て、関わってまいりたいと思っております。

3点目、「ニュー・グリーンピア津南再生後の津南町及び津南町の観光をどのように考えているか」についてお答えいたします。

月岡議員の御質問にもお答えしましたが、津南町の観光資源の特色は、豊かな自然と歴史、雪国文化、そして食にあり、大地の芸術祭や雪国観光圏、そして、苗場山麓ジオパーク活動の中で、こうした地域資源を活用した観光を推進してまいりました。昨今の観光キーワードとしては、エコツーリズムやヘルスツーリズムなどがあり、交渉先企業者からは、そうした自然・文化を生かした基本の考え方をもって臨むこと、また、施設内だけでなく周辺観光資源と一体的に考えたいと伺っております。これは町がこれまで進めてきた観光地域づくりの方針と重なる部分が多いと考えております。

基本協定書の中で「本物件を観光誘客が見込まれる有数のリゾート施設に育て上げる」と規定いたしました。詳細は、様々な関係者が協力し、協議をしている段階ですが、投資規模なども考えれば、日本有数か長野・上越・湯沢の地域辺りでの有数というものと捉えております。なお、顧客ターゲットの具体化と併せて考えるものと理解をしております。

観光というものは広域で発展していくものであり、一つの宿泊施設で成り立つものではなく、周辺地域の事業者が有機的に連携して、一つの地域ブランドを形成していくことで認知されていくものです。まだ交渉先企業との契約交渉の中で観光や地域づくりについての話し合いは緒に就いたばかりですが、できるだけ具体的な話を詰めてまいりたいと思っております。

そして、ニュー・グリーンピア津南再生、つまり観光立て直し後の町の方向であります。個人的な考えはありますけれども、答弁としては控えさせていただき、今後、協議をするなかで決めていく予定です。

大きな2点目、公共交通の今後の在り方に関する御質問の1点目、「交通事業者は現在、運転手不足が深刻な課題となっており、町として交通事業者への運転手確保対策支援は考えられないか」についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、町公共交通に係る交通事業者では、いずれも乗務員不足が慢性的な課題となっており、一定の利用があるにもかかわらず、人員確保の問題から運行終了を行う路線等が生じてきております。これらの問題は町のみならず、全国的にも公共交通の利用者減に伴う求職者数の減少、法改正に伴う乗務員の就労時間の規制などにより、バスやタクシーをはじめとする交通事業者の乗務員不足が深刻化しており、既存路線の減便・廃止や、新しい交通の担い手確保が困難なケースが増加していることは御承知のとおりです。

このような状況に加え、この度の人件費や物価、燃料資源の高騰により、公共交通確保に係る経費は年々増加しており、交通事業者はもちろん、運行を支援する町財政負担も年々増加しつつあります。

このような状況下にあって、町として交通事業者の乗務員確保を行う対策としては、不足するバスやタクシーの運転に必要な二種免許取得費用を補助する制度の創設や、人材確保のため、交通事業者と共に雇用セミナーを開催したり、PR資料を作成したりする広報活動に係る支援活動などが考えられます。

また、女性運転手の雇用を促進するため、交通事業者の女性専用トイレや更衣室、休憩室など、設備の新設や改修費用に係る補助制度の創設により、多様な人材を確保することで、運転手不足を解消するといった行政支援も考えられると思います。

いずれにしても、乗務員不足は、民間はもちろん行政にとっても喫緊の課題であり、早急に解決すべき問題であることから、交通事業者と緊密に連携し、情報交換等を行いながら、可能な限り対策を講じてまいりたいと考えております。

併せて、先日の建策要望回答会で議会からの意見が出されました、運転手のモチベーションを高める施策の検討や、県に対しては不足しているドライバーの確保対策など、地域公共交通の維持、活性化について継続要望をしております。

2点目、「諸課題を抱えている公共交通の今後の在り方について、新しい交通サービスの構築が必要だと考えるが、見解を」についてお答えいたします。

まず、今日の公共交通を取り巻く状況ですが、人口減少・高齢化が進むなかで、全国的に路線バスやタクシーなど公共交通機関を利用する人が減少し、交通事業者の不採算路線からの撤退や運行本数の削減などサービスの低下が進むとともに、地域交通を担う民間事業者の経営悪化も課題となっております。

町におきましても、民間事業者による路線バスの運行のほか、町有償運送や、事業者の協力を得て乗合タクシーの運行を行っておりますが、年々、公共交通に係る経費が増大しているところです。

こうしたなか、令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる「地域公共交通計画」を策定し、地域の関係者と協議をしながら、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するよう位置付けられました。

町では、これまでの「津南町地域公共交通網形成計画」が計画期間の途中であることや、現計画でも新計画の要件をおおむね満たしていることから、法改正に合わせ一部改訂し、令和7年3月に「津南町地域公共交通計画」を作成いたしました。

その中では、新しい公共交通ネットワークの構築として、「①市街地を起点に、維持確保路線として運行を確保すべき区間を明確にした、具体的なネットワークを確立する。②ネットワ

ーク構想に位置付けた維持確保路線について、現在の運行体制の維持が困難となった場合に、同等以上の利便性を有する代替交通への転換を図り、ネットワークの維持を図る。③維持確保路線について、運行効率性や利便性の向上が期待される区間・地域については、より適切な交通モードへの転換を図る。④交通モードの転換については、地域特性等を踏まえて、既存の輸送サービス：乗合タクシー、スクールバスのほか、新たな交通モード：A I オンデマンド交通、ライドシェア、グリーンスローモビリティ等の導入も含めて検討する。」としております。町としては、このような検討項目について更に研究を重ね、「つなん型の新しい公共交通ネットワーク」の構築に努めてまいります。

以上です。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

（11 番）石田タマエ

今ほど町長答弁で、ニュー・グリーンピア津南のほうで、公平・公正に評価したので、疑念を抱かれるようなことはないと言われました。まず、評価書のほうから、幾つかあるのですけれども、その中でほんの二、三点、質問させていただきます。

まず、ストラクチャーの部分ですが、A社は入札要項どおりの提案。B社は(株)津南高原開発の債権者、株主を救済するストラクチャーと言っています。A社に関しては、先ほどの江村議員の質問にあったように、サヴィルズ・ジャパン(株)と(株)イントランスとの共作ということですので、入札要項どおりの提案でしようかと納得ができますが、B社は何をもってこのように評価をしているのか、教えてください。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

お手元に評価書があるということで、前提でお話をさせていただきます。今ほど、ストラクチャーについてということでございますが、私どもの見解についてはA社を評価するということになっています。理由は、今ほど議員がおっしゃったとおり、一般的な不動産ファンドスキームである資産保有会社を設立し、土地及び建物を町から取得するものであるということのなかでの評価になっています。また、B社についての評価は、今ほど議員のほうから説明があったとおりでございます。この時点では、私どもとしては今ほど申し上げたところでA社を評価したということになっています。端的に言えばそういうことになります。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

B社をここで表現しているのは、株主を救済するため、債権者や株主を救済するためのストラクチャーという表現をしているのですよ。でも、それをまた繰り返すと時間が長くなるので。私が聞いているB社の案は、令和3年6月18日に公表された成長戦略実行計画を受けて定められた、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく事業再生であって、国策としても重視されている事業を活用した計画だというふうに聞いています。また、実際、実績のある事業者と認識しております。ですので、当然、今ほどいろいろ町長は局面が変わったと言っています。債権者や従業員の保護、地域経済を視野に入れた計画であり、将来的に津南町のための計画だと私は理解をしておりますが、町は、債権者や株主を救済するストラクチャーと判断している、ここを明確に教えてください。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

これにつきまして、当初、皆様方にA社・B社ということで評価書を一覧表でA4サイズのものをお渡ししたかと思っています。そういった購入意向書にA社・B社それぞれ出ておりましたが、今、議員から御指摘のあったB社のほうについては、購入意向書で評価をしたなかで、B社の債務等々の関係がありましたが、B社については、そこを救済する、手当てをするというようななかで、資金でしょうかね、購入資金等々を充てるというような、表記が確かあったかなと思っています。そういったところを含めて、今回、B社は。ただ、議員が今ほどおっしゃった部分、私どもはB社について、当然のことながら評価をしているところでございまして、そこが駄目だったということではないということは御理解をいただきたいと思っています。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

私は、ひどい評価だなと思って見ていました。項目ごとにかなり幾つかあるのですけれども、時間が無いので、最後、懸念事項のところ。懸念事項のところ、私はB社と随分違っているなと思って見ました。ここですね。「B社は、計画上の懸念点はスキー場を切り離して考えていることなど、町からの支出が今後も少なからず継続していくこと」というような表現をしてあるのですが、これは、きちんとB社にただしたのでしょうか。私がB社にただした、その後、聞いてみたことは、「スキー場を切り離しては考えてはいない。むしろスキー場あつてのグリーンピアと考えている。」。ここまでを聞きました。その後は私の考えです。今の町の起債のことを考慮して購入しないのかなというふうに考えています。B社は、購入意向書にもありましたが、賃料を年間500万円支払うとしていますよね。購入意向書に書いてあります。これを見た時に私の判断としては、今の町の起債のことを考えて賃料500万円を毎年払う、と。町は、今の起債を繰上償還しなくても交付税が更にまた入ってくるのではないかと。そ

れで500万円も賃料が入ってくる。こんなに良いことはないのではないのというくらいに、私はここを考えていたのですが、全くB社に関しては、はなから駄目な理由を拾っているという受け方をこの評価書はしました。その辺、何かありますか。見解を。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

議員個人の受け止めについては様々あるかと思えます。また、今ほどの議員の御提案につきましては、それを踏まえて、町の意見として申し上げるには、何らどなたとも合意事項はございませんので、答弁については差し控えさせていただきます。

再三申し上げておりますとおり、この度は町の持続的な発展、一部の方々だけにとどまらない、町の長期的な発展のために評価をする必要がございました。そういった意味で、様々な観点から評価をさせていただいた結果、結果として優先交渉先が決まったものでございます。それぞれの評価項目においては、皆様のそれぞれの受け止めがあるかと思えますけれども、私どもとしてはそういったことで総合的に評価をさせていただいて、今日、このようなプロセスで進んでおります。

また、議員にぜひ御承知をいただきたいことですが、現時点におきましては、今現在、様々な方々が協力し合い、協議をする方向に向かっております。あえて混乱を大きくしたり、人の不安を煽るような、そういった振る舞いについては、この問題に関わる全ての関係者が控えなければならない状況となっております。根底には、皆様、町を良くするべきだという思いは御一緒だと認識しておりますので、どうかそういったことで、これからの議論について、説明することについて、御判断をいただければと思っております。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

混乱をさせるために動いているわけではないです。町長、先ほどから何度もおっしゃいました「資料の見た目だけではない。」とかと言いましたけれど、この評価書に表れているもの、それから、購入意向書に表れているもの、私たちはそういったもので判断をしなければならない立場にあります。これ以上に判断基準があるのであれば教えてください。何をもちて評価したのか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

先ほど来、答弁を申し上げておりますとおり、事業ヒアリングを行っております。応募事業者へのそれぞれのヒアリング、また、多角的な角度からの検討を行っております。そういったところがあることだということでございます。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

具体的には何も評価したものを教えられない、何があるのか分からないですけど、教えられないということですね。分かりました。「様々な、いろいろな」、そういう言葉でしか表現ができないということでした。余りここにこだわってられないので。

それから、先ほど滝沢議員からも質問がありましたが、例えばA社、㈱イントランス、この資金が非常に、住民も私たちも心配をしているところです。御承知のように、決算数字を見ると非常に心配が絶えません。3期連続大赤字という状態です。でも、町長は「そうじゃないんだ、心配ないんだ、いや、二、三年先のために今は投資しているんだ。」と言うので、その言葉はどこまで信じられるのか分からないのですが。この最初の購入金額10億円の確保のところですが、購入意向書の提出時点で、㈱イントランスとの面談で、資金のある投資家との交渉経過について確認している。それで、ホテルリノベーションの提案を評価している。これで評価時点で10億円の確保はできているというのをこの評価書に書いてあるのですよね。これは確保できているということは、10億円のお金が間違いなく手元にあるということですが、これは全く違う意味だと思います。

それから、9月議会にも、これは確かまた滝沢議員だったと思いますが、「資金調達の手法について確認した。一昨日、資金の確保ができたと連絡があった。」と、町長はこの場で言っています。意味が違うではないですか。資金が確保できたというのは。だから、口座残高はどうですかという。だから、これは意味が違うということを町長は思いませんか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

議員御質問の御不安の根底にあるものは、本当に資金が調達できるビジネスプランかどうかということかと思えますし、また、そこに実際、ファイナンスがどの程度進んでいるのかというお尋ねかと思えます。それにつきまして、現在、様々な関係者が協力して協議が進むなかですので、確たるものとしては今お答えすることが難しい状況です。町の意見としては、町民の皆様が安心できるようになってもらわなければ困ると思っております。合意事項ではありませんので、関連する答弁は差し控えさせていただきます。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

私はこれは通告にはきちんと書いてあります。全体にぼやかして。私が今言いたかったのは、わざわざ町長の口から「一昨日、資金の確保ができた」と連絡があった。」と議場で言ったのです。確保ができた。それは違うでしょうと、今聞けば。できていなかったのではないですか。それはこういう段取りは付けてあるというようなことであって、できたわけではない。実際、何が言いたいかという、我々議員は町長の言葉を聞いて、それで判断をしなければならぬのですよ。なのに、私は端的に言えば間違った表現をしていると思います。今回の件についてはこういうことが多いのですが、こんなことを繰り返していると議会審議が成り立たないのではないですか。だから、確保できている。では、通帳残高を見せてくださいと言いたくなりますよね。これだけ心配な会社だから。だから、町長、この表現は私は正しくないと思います。どうですか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

私は適切に答弁されたものと思っております。また、議員からは、この後示す様々な情報について、私の言葉だけではなく、客観的な情報を多様な角度から御判断いただく必要があると思っております。その客観的な情報をお示しし、より町民の皆様が安心できるかたちへと私も努力しておりますので、その経過について、もう少しお待ちいただければと思います。これまでの答弁については、私は何ら問題がないと思っております。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

私はここまでで公平・公正な評価とは思いません。サヴィルズ・ジャパン(株)さん、先ほど、江村議員の質問でも大分ありました。本当にサヴィルズ・ジャパン(株)の位置付けというのがどうなのかというところですね。思います。

それで、次に移ります。協定書です。民間不動産取引では、協定書の段階で、ほぼ売買契約書同様の内容を盛り込むのが民間取引ではあるということです。それで協定書を取り交わしたことによって、業務委託としてはおおむね終了したことになるという見方ですが、本協定書については、行政ならではのいろいろなことがあって、基本協定書には売買契約書に記載するほどの細かな約束事までは入れられなかったと言われています。そうすると、協定書でおおむね終了と見られないので、売買契約書を交わすまでは、サヴィルズ・ジャパン(株)さんの業務委託は終了とは見ないというふうな判断でいいのでしょうか。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

その点につきましては、今、石田議員のほうから御指摘があったとおりと。当初、基本協定書若しくは売買契約ということで、私どもはお願いをしていたのですが、今、町長答弁、あるいは議員のほうからも説明があったようなところで、この基本協定書にこと細かなところは載せることができなかつた。いろいろな御意見等々を頂戴するなかでの方向性を基本協定書には載せていただいた。さらに、そこには、いろいろな行政の課題等々、ちょっと民間とは違うようなところもある。こういったことを踏まえて、弁護士の先生等々の意見も踏まえて、今回、この基本協定書が出来上がっていった。さらに、これについては、まだ3月までサポートが必要だということで、サヴィルズ・ジャパン(株)さんをお願いをしているというのが現状であります。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

そうすると、売買契約書が締結されなければ、業務が終了しないというふうに見えていいということですよ。今、答弁いただいたのは。では、何かよく中身がこれで何を言っているのか、漠然とした協定書だったのですけれども、なぜあの時期に協定書を取り交わさなければならなかったのですか。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

元々基本的には、その時点で売買契約を交わすスケジュール感で動いていたかと思います。それが様々な皆様の声も踏まえたりすると、いろいろと更に安心を補強しなければならない状況が生じてきておりましたので、そういった意味でスケジュールをもう少し、これほどの難しい案件ですから、伸ばさなければいけないというところで、スケジュール的にはそのようになってきております。元々そういった一つの区切りが9月末でありましたので、今、現時点でまとまっている合意内容について、基本協定というかたちで進めさせていただいてきたものです。議員は決して不動産の専門家ではないかと推察しております。また、私どももそうなのです。いろいろな法律家のプロ、また、不動産の専門家の皆様の御知見を借りて、この度の業務が進行しておりますので、過度に御不安のないように認識を持っていただければ、非常に有り難く思います。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

そうすると、あの時期に協定書を交わしたのは、元々契約の予定だった。契約まではできないから、あの時点で協定書を交わした。協定書は法的効力はないということは前に伺っていたので、交わしたというだけということは分かりましたし、契約書を交わさない限りは、この業務委託の終了ではないということも今、受け止めました。それで間違いないですよ。売買契約書を交わすまでは終了しないと。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

従来の説明どおりで、契約書のとおりでございます。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

では、そこを踏まえて、滝沢議員も質問していましたが、5月23日の臨時議会ですね。臨時議会で、7,150万円の予算審議の時です。これでやはり売買契約が完了した時点で7,150万円を支払うということで、成功報酬、成功報酬型委託契約というような位置付けで私たちは説明をいただいて、可決しました。それがさっき滝沢議員も言われたように、サヴィルズ・ジャパン(株)に非が無ければ支払うのだという言葉に変わってきている。それがどの時点で変わったのですか。そこを明確に教えてください。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先ほどの滝沢議員のところでも少し御説明を申し上げましたが、サヴィルズ・ジャパン(株)さんの業務委託契約書は、本年度につきましては6月1日に契約を交わしてございます。その中で委託料について記載をしてございます。また、委託料についても、あるいは支払い等々についても、その時に両者の間で契約を交わしたということになりますので、いつということになりますと、6月1日の業務委託契約書をもってということになります。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

6月1日の業務委託契約書はこの日契約をしたということで、7,150万円が協定書の締結、あるいは売買契約の締結、その時点で支払うということになっていますよね。今ほど、協定書

の件を聞いたら、まだ協定書はとても契約書に代わるほどの内容ではない。だから、ということで、契約が交わされるまで業務の終了ではないですよ、ということを確認したところですが、そこまでは間違いありません。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先ほども町長がお答えしたとおり、私どもとしては、この業務委託契約書どおりに仕事を進めているということです。先ほど、町長からもお話があつて、再度、石田議員からも確認がありましたけれども、協定書若しくは売買契約書、こういったものが締結をされるといったときに委託料を払うということになっていますので、基本協定書は当然、今、結んでいます。ただ、先ほど申し上げたとおり、売買契約書、基本協定書はまだ細かいところまで記載できませんでしたので、そこを今、サヴィルズ・ジャパン(株)さんからまだ御支援をいただいて、売買契約に向かっていると。ただ、確認をしますが、委託料については今言った、これはお金も含めて、基本協定書若しくは売買契約を締結したときに支払うということになっていますので、その点は、議員からも御理解いただきたいと思います。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

(11番) 石田タマエ

契約書には、協定書、あるいは売買契約書締結時に払うと書いてあります。間違いなく。だから、協定書を交わしたから払わなければならないのかなと思ったけれども、この協定書ではまだ業務の終了ではないのだと。業務の終了は、売買契約を交わしたときに業務の終了だと、今、前段の質問で答えましたよね。ですので、売買契約が交わされるまで終了しないし、するのであれば、売買契約が成立するまでは払えないでしょうということです。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

答弁が同じになってしまうのですが、私どもについては、町とサヴィルズ・ジャパン(株)さんとの間で業務委託契約書を交わしまして、その中で委託料について、再度申し上げますが、第4条で、「本件業務に関する委託料については、以下のとおりとする」ことの中で、「本契約に基づく乙による本協約の遂行により、本件譲渡等に係る甲と譲渡者間との協定書若しくは売買契約書が締結されたときは、甲は乙に対し、金6,500万円を業務委託料として消費税及び地方消費税を加算して支払う」ということになっている。この契約書どおりに遂行しているということでございます。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

（11 番）石田タマエ

私はさっきから、実は協定書から話を進めてきているのは、間違いなく契約書はそうなっています。だから、協定書を交わせば払わなければならないのかなど、この契約書では思いました。だけれど、協定書は単なる前からの予定、元々は契約書を交わす予定だったのでということと、協定書ではとても契約書に代わるような、民間はもうそういう協定書なのだけれども、今回のはとてもそんな協定書ではないので、売買契約が終わるまでは業務の終了とは見ないということを前段で皆さん言ったのではないですか。だから、では、支払いは売買契約書までですよ、それが終わるまでは支払いはできないですよねというところですよ。

それと、さっき滝沢議員も大分言っていましたけれど、予算審議の時は成功報酬で、成功しなければ、売買契約が成り立たなければ、と。5月23日の議事録を見たのですが、町長の言葉で、「本件の民間譲渡が完了したときに、初めて町に支払い義務が生じる立て付けになっております。」と答弁しているのです。これはどういう意味ですか。民間譲渡が完了したときに支払い義務が生じる。どうなのでしょう。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

いずれにいたしましても、今、そういった方々がいなかったら業務が成り立ちません。民間譲渡を行うまで、そういった方々と一緒に仕事をさせていただきたいと思っております。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

（11 番）石田タマエ

私は今、そんなことを聞いているのではありません。5月23日の臨時議会で町長が「民間譲渡が完了したときに初めて支払い義務が生じる。」ということですので、7,150万円は民間譲渡が完了しなければ支払い義務が発生しないということですよ。ですので、サヴィルズ・ジャパン(株)に非があるないということは、一切その時点では、予算審議の時点では言っていない。副町長も「相手方とは契約ができない場合、支払いは無しというお話を伺っているところでございます。」ですが、副町長は誰からそういうお話を伺っているのですか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

それは議員もいらっしゃった時に、 サヴィルズ・ジャパン(株)側さんのほうからお話があったかと記憶しております。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

（11 番）石田タマエ

そうすると、サヴィルズ・ジャパン(株)に非があった・無いではなくて、予算審議の時には、はっきりこう言っているわけです。その前も成功報酬、成功報酬というのは何度も言ってきました。予算審議の時もこう言って予算が可決されたという経過があります。これをそうではないなんていうことは簡単にできないと思いますが、どうでしょう。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

今の御質問が、町民の生活の安定、幸せにどういうふうにつながっていくのか、ぜひお聞きしたいところでありますけれども、いずれにしても、議員としては、この問題を解決しなくていいというお考えですか。民間譲渡がされなければ、今の町の財政支出が続くし、会社の経営の状態が苦境なのが続くし、また、従業員の皆様だってお困りになられる状況になっております。そういったものから、そもそも脱却をしなければならないということで、この度の取組が進んできておるわけですから、そういった意味で本件については有意義なものと思っております。支払いはしなければならない、契約に基づいてしなければならないと思っております。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

（11 番）石田タマエ

私は予算審議、議会での予算審議というものの重要性、ここで言った言葉、それは簡単に撤回できるものではないのですよ。7,150 万円は成功しなければ、売買契約書が取り交わされなければ払わなくていいと言って予算可決したのですよ。ですので、私は、まず議会の在り方、町の在り方として、これはおかしい。もう完全に売買契約が成立しなければ、7,150 万円は払わなくていいのですねというのをここで今確認しているのです。問題をどこかに振らないでください。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

売買契約を締結して支出されなければならない問題かと思えますけれども、議員としては本件については解決をしなくていいというお考えなのでしょうか。その1点、確認をさせていただきます。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

この議会になって、町長のほうから方向性が変わって、様々な様々な様々で話がよく見えてないのですが、それがどういうものか分かりませんので、今、良いとか悪いとか言えません。ただ、ニュー・グリーンピア津南の再生というのは大変、時を待たない大事な問題だということは承知をしておりますが、だからといって行政手続をいい加減に省いたり、嘘で予算審議をしたりでは決して許されることではないと思っています。ということで、これは議会としては、これで予算が通っているから、そういう認識で進めていくべきだと思いますし、この認識で当局も同じ、共有してということで了解ですよ。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

それは共に、私どもも段階的に説明しますし、そういったことで、議員おっしゃるとおり、時を待たずして解決をしたいという意向と捉えてもよろしいでしょうか。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

それはそれで、私もそう思っていますので、時を待たずして。でも、話の矛先をどこかに振らないでください。今、この予算審議がこうなっているので、議会としてはこの予算審議どおりに進めていかなければいけないし、当局ももちろんそうです。これをチェックするのが議会の責務ですから。最大の責務ですから。ですよ。ですから、ここを今、改めて言っています。ですので、売買契約が成立しない限り、7,150万円は払えないものだという共通に理解していただきたいと思いますが、それでよろしいですね。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

従来、繰り返し説明をさせていただいてきたとおりでありまして、行政としては適切に業務の執行が行われておりますので、この度、皆様に段階的に説明するなかで、町民の皆様の安心できる方向を見出してまいりたい。それをもって、この契約の完了にこぎつけたい。そうしなければならないのではないかと、私としては思っております。ぜひ、議員からも、そういった視点で、このことがどういったことを担っていくのか、町民の幸せにどういうふうにつながっていくのか、一つ一つそういったところで、大きな視点から指導力を発揮していただければと思います。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

（11 番）石田タマエ

先ほどから申し上げます論点をずらさないでください。今、それらを進めていくに当たって、何でもいからやればよいという話ではなくて、やはりルールというものがあります。そのルールに沿って進めていかなければならないものだと思います。ですので、ここの 7,150 万円の支払いに関しては、売買契約が成立するまでは支払わないということで進めていただきたいと思います。

サヴィルズ・ジャパン(株)に最初の 7,150 万円の契約書の期間が 9 月でしたっけ、10 月でしたっけ、期間がありましたよね。期間延長をしていますよね。これは変更契約したのでしょうか。首を振っているからしたのだと思うのですが、これのことによって、また 7,150 万円が増えていくということはないでしょうか。

議長（風巻光明）

すみません。ちょっと通告と離れてきておりますので。 —（石田議員「いえ、進め方についてですから。」の声あり。）— 大タイトルだとそういうかたちですよ。大きなタイトルはそういう話ですね。 —（石田議員「大枠は進め方についてです。」の声あり。）— 細かいタイトルだとちょっと内容がずれてきている。 —（石田議員「大枠はそれについてですよ。」の声あり。）— 分かりました。

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

業務委託契約書につきましては、先ほど申し上げたとおりです。当初は 6 月 1 日より 9 月末日までで結んでいましたけれども、先ほど来、答弁、あるいはお答えをさせていただいてるなかで、3 月ということで延長をさせていただいたというところでもあります。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

7,150 万円は金額は変わりがないということで承知をしました。

時間が無くなったので、最後に一言だけ公共交通についてです。町もいろいろ県にも要望をしたりということを公共交通でしていただいているということで思っております。ただ、やっぱり何か次の新しい公共交通、これをやっぱり考えていかなければいけないと思うのですが、今の公共交通計画では、令和 9 年度頃から考えるというような大変遅い計画なのですよね。考えるのはもう、今すぐからでも考えていかなければならないのではないかなと思います。その一つの案として、小千谷市や湯沢町なんかやっているライドシェアですね、日本版ライドシェア。これはタクシー会社がきっとやらなければいけないのでしょうかけれども。そういったものも一つ、真剣に考えて、それに対する支援、町が支援をどうできるのか、するのかというものを具体的に考えていかなければ、いつになっても津南町の公共交通は衰退の方向でいきます。それに伴って人口減少に加速を掛けていきます。ですので、公共交通は一時も早く、もう取り掛からなければならぬ時期に来ていると思います。この前、公共交通事業者との懇談もしたところですが、やはり運転手不足というのが一番のネックです。私、実は、いっそ町営バスにしたほうが良いかなと思って、「町でやるというのはどうですかね。」なんて質問を投げかけたら、「それだけはやめてくれ。」という、運転手不足という現状の中で、運転手の取り合いになることはきっと大変なことなのだと思います。では、交通事業者に運転手確保の支援をどうできるのか。私、ちょっと壇上で申し上げましたけれども、医療福祉では色々な策を今、国策でも講じていますし、町でも時限立法でもありますけれども、ケアマネジャーへの支援もしています。そういったものも一つ考えてみると、やはりこの公共交通が整わないということは、高齢者、障害者、一番生活弱者というのが良いのかどうか分からないですが、そういう人たちの生活に大きく影響するのです。ですので、具体的にもうすぐに計画、どういう方向があるのかの検討は、すぐ取り掛かっていただきたい。あの計画だと遅すぎると思うのですが、どうでしょう。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

今日の新潟日報にも確か湯沢町のライドシェアのお話が出ておりました。やっぱり交通事業者さんが運営主体にならないとなかなかできない。それにはやっぱり収益性と今ほど言われている人材の確保というところがございます。そこらは、町で言うと十日町タクシーさんと森宮タクシーさんになろうかと思うのですけれども、交通事業者さんがそれに対応できるか。そこら辺は、また交通事業者さんと協議しなければいけないというところがございます。必要なところは、例えばタクシー券の補助についても拡大をしているところがございます。できることは早めにやっていきたいと思っております。

議長（風巻光明）

時間です。

議長（風巻光明）

以上で一般質問を終結いたします。

議長（風巻光明）

以上で本日の日程は全て議了いたしました。

明日は定刻の午前 10 時に開議することとし、本日はこれにて散会いたします。

—（午後 4 時 21 分）—